

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 企画広報課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

市の「広報田辺」や社協の「福祉日和」、その他福祉制度を解説した情報誌などをよりわかりやすいものにして、広く周知します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●「広報田辺」ではみんなが見やすい紙面、誰もが読みやすい記事にすることを心掛けた。 ●CDによる広報田辺「声の広報」を毎月、広報田辺の3か月分をまとめた「広報田辺点字版」を年4回発行した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●「広報田辺」は毎月34,700部を発行した。 ●「声の広報」を希望者12人と市立図書館に、「広報田辺点字版」を希望者2人と市立図書館、障害福祉室、各行政局へ送付した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 「声の広報」及び「広報田辺点字版」については、「広報田辺」等による周知のほか、障害福祉室にて、視覚障害により新たに身体障害者手帳が交付された方に対し、福祉制度の紹介と併せてお知らせしているが、すべての市民に市政情報が行き渡るよう、対象者が必要とする情報とその提供方法を的確に選択しながら、取り組む必要がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、読みやすく、分かりやすい「広報田辺」の作成に取り組む。 ●「声の広報」及び「広報田辺点字版」の利用促進を図るため、各種広報事業において両広報の周知に努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

市の「広報田辺」や社協の「福祉日和」、その他福祉制度を解説した情報誌などをよりわかりやすいものにして、広く周知します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の広報紙「福祉日和」では、曾祖父母とひ孫の家族写真「ひまごといっしょ」や、福祉の職場で働く若手スタッフを紹介する「いいひとみつけた」企画を毎号連載した。 ● 福祉・介護の求人情報や、福祉用具・育児用品のリサイクル情報なども掲載した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が読みやすく関心の持てる内容を発信できた。 ● 広報を手にするきっかけづくりを行うことができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。 |
| 今後の方針 | 引き続き、地域住民に「福祉日和」を手にとっていただくきっかけづくりに取り組み、読みやすく関心の持てる内容を提供していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 企画広報課 | 評価 |
| 小項目 | (2) ホームページ等での福祉情報の提供 | ページ | 100 | 3 |

1 事業の概要

市や社協のホームページのほか、SNSや報道機関などを通じて生活や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●市のホームページでは、トップページに目的別の目次を置き、「健康・福祉」や「暮らし」など、テーマ別に情報を掲載した。 ●facebook、twitter、LINEでの情報発信や報道機関への情報提供を行った。 |
| 成果 | <p>福祉（保健福祉部所管）に関する情報について、下記の通り情報発信を行った。（令和5.1.26現在）</p> <p>ホームページ更新：342回 facebook/twitter：250回 LINE：261回 報道依頼：52回</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 市のホームページは、背景と文字のコントラスト比の確保、画像や動画の代替テキスト、動画等における音声情報の字幕等、誰もが閲覧しやすい環境が不足している。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、福祉関連等の情報について、各種媒体を効果的に活用して情報発信していく。 ●わかりやすい表現・表示方法で、誰もが閲覧しやすいホームページとなるよう改善する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (2) ホームページ等での福祉情報の提供 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

市や社協のホームページのほか、SNSや報道機関などを通じて生活や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 社協では、ホームページ、SNSを通じて福祉・育児用品のリサイクル情報や各種事業の情報を提供した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉・育児用品のリサイクル情報を通じて“譲りたい・譲ってほしい”の循環が円滑に行われた。（人から人へ、必要な方に活用された。） ●各種講座やボランティアに関する情報提供が円滑に行われているため、講座の開催やボランティアの提供ができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 福祉や健康に関する情報の入手方法として、社協の広報誌「福祉日和」を利用している割合は、一般市民では低く、福祉関係者等では高い傾向がある。 |
| 今後の方針 | 一般市民に関心のある福祉や健康に関する情報を提供していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (3) 住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の支援 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

住民が「住民の目線」で生活や福祉に関する情報を発信していけるように、情報誌の発行などの取組を支援します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 生活や福祉に関する情報を広報誌「福祉日和」やホームページのほか、SNSや報道機関を通じて情報を発信した。 |
| 成果 | 福祉情報誌について、発行の相談を受けたことはなかった。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。 |
| 今後の方針 | 引き続き、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとに住民の皆さん向けにわかりやすさを心がけ情報提供を行っていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|--------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (4) 小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化の推進 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動などを通じて、住民間の親密な関係の構築に努め、「口コミ」による情報の共有化を支援します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 介護予防教室やふれあいいいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換を行った。 |
| 成果 | 介護予防教室やふれあいいいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換ができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。 |
| 今後の方針 | 高齢になれば、広報誌やテレビ、ラジオ、インターネットなどの媒体よりも、直接的に人を介して情報を入手することが求められるため、あんしんネットワーク活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会と場が持てるよう引き続き支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 1. 情報提供と共有の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (5) ミニ懇談会の推進 | ページ | 100 | 4 |

1 事業の概要

住民同士が気軽に話し合ったり、情報を交換したりできる場として、地区の集まりやサロン活動など、今日の社会生活に適した「ミニ懇談会」が持てるように取り組みます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 介護予防教室やふれあいいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換を行った。 |
| 成果 | 住民の集まる機会を活用した情報交換ができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを客観的に把握することが難しい。 |
| 今後の方針 | 高齢になれば、広報誌やテレビ、ラジオ、インターネットなどの媒体よりも、直接的に人を介して情報を入手することが求められるため、あんしんネットワーク活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会と場が持てるよう引き続き支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|--------------------------|-----|-----|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の推進 | ページ | 101 | 3 |

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」における「ふれあい声かけ活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」への参加などを通じて、地域生活課題の発見を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 令和4年度中に、「たなべあんしんネットワーク」の活動に必要な物品（緊急連絡カード等）を社協へ提供し、活動を後押しする予定である。 |
| 成果 | 令和5年3月に提供予定であるため、現時点では成果（実績）として報告できる事項がない。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 「たなべあんしんネットワーク」活動を広く認知してもらうためにも、継続して取り組む必要がある。 |
| 今後の方針 | 必要かつ効果的な物品を、社協とともに選定した上で提供し、「たなべあんしんネットワーク」の活動を支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|--------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の推進 | ページ | 101 | 4 |

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」における「ふれあい声かけ活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」への参加などを通じて、地域生活課題の発見を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>住民による小地域福祉活動は、要援護者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいいきいきサロン活動等、継続して取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要援護者の見守り支援、見守り運動／・緊急連絡カード等の配布 ・ふれあい型配食サービス事業・愛の日事業・ボランティア温泉宅配事業・手作り味噌等の配布 ・年末見守り安心支援サービス（年末の見守り訪問） ●通学路の声かけ／・ふれあいいきいきサロン活動 |
| 成果 | <p>地域性を重視した独自の見守り運動やサロン活動等が行われ、地域生活課題を発見していく取組が実施された。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍において、従来から実施されていたサロン活動が開催できなかったところが多く、新しい生活様式によるサロン活動の再開に向けた今後の取組が課題となっている。 ●ボランティア・福祉委員等活動の担い手の高齢化が進んでおり、ボランティア等の人材が減っているため、サロン活動が継続しにくいといった課題がある。 |
| 今後の方針 | <p>引き続き、住民による小地域福祉活動による要援護者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいいきいきサロン活動等を支援し、地域生活課題の発見にむけた取組を推進していく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 子育て推進課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 虐待防止ネットワーク活動の推進 | ページ | 101 | 5 |

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関等が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として田辺市児童問題対策地域協議会（以下「協議会」）を設置しており、当協議会は、以下の三層構造となっている。 <ul style="list-style-type: none"> 代表者会議→各団体・機関の代表者で構成され、要保護児童の支援システム全体の検討や協議会の活動状況の報告と評価を行う。 実務者会議→実際に活動する実務者で構成され、要保護児童に対する個別ケース支援の進行管理や評価を行う。 個別ケース検討会議→児童や保護者に直接かかわる担当者と構成され、経過等の情報及び問題の把握、家庭支援を含めた援助方法の検討を行う。 ● 子ども家庭総合支援拠点を設置し、母子健康包括支援センター「たなっこ」と連携して一体的に支援を行った。 ● 11月の「児童虐待防止推進月間」には、街頭啓発やオレンジリボン運動に取り組んだ。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の登録児童のうち、児童虐待に係る人数は、過去3年間では、令和元年度 205人、令和2年度 240人、令和3年度 228人になっている。支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を適切に把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、それぞれのケースに即し、継続的に家庭に寄り添い、よりきめ細やかな対応に努めた。 ● 児童虐待に対する市民の認識を深め、児童虐待の予防、早期発見・対応促進の気運醸成を進めた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の相談件数は、田辺市のみならず全国的に増加傾向になっている状況である。最近では、身体的虐待やネグレクト（養育の怠慢・放棄）はもとより、面前DVを含む心理的虐待も増加の傾向にある。 ● コロナ禍において外出の機会が大きく減少する中、ひとりで子育てに向き合わなければならない方が数多くいる状況も、相談件数の増加要因となっている可能性があると考えられる。 |
| 今後の方針 | <p>児童虐待の防止・早期発見のため令和4年度に開設した子ども家庭総合支援拠点が中心となり、協議会の関係機関はもとより、保育所、幼稚園、学校、医療機関とも一層連携を密にし、児童と保護者に関する考え方を共有し、児童虐待の早期発見とその対応に努めるとともに、広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 虐待防止ネットワーク活動の推進 | ページ | 101 | 4 |

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談支援を行うとともに、高齢者虐待の恐れがあるケースについての通報や相談があった場合に関係機関と連携を行い、状況の確認と必要な対応を行った。 ● 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、虐待防止の啓発や関係機関の役割について再確認を行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年12月の時点で19件の相談があり、特に在宅や施設において虐待の恐れのあるケースについては、状況調査を行い、個別ケース検討会を開催し対応策を検討したうえで、施設入所による保護や施設における防止策の検討を促すなどの対応ができた。 ● 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、虐待防止の啓発等を行うことができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関からの高齢者虐待の通報や相談は増えているが、潜在的なケースについて十分に把握できていないと思われるほか、高齢者虐待を認知した際の通報先がわかりにくいという指摘もあった。 ● 虐待のおそれのあるケースへの対応において、必要な措置をとるための社会資源が十分ではなく、最善策を選択しにくい。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待についての啓発・周知を行うとともに、ケースを発見した際の適切な通報・相談についても周知をしていく。通報先の周知については、わかりやすいホームページにするなど、さまざまな機会を通じて相談できる仕組みづくりを行っていく。 ● 速やかに措置入所等の対応が行えるように、関係機関との連携や協議を行うとともに、さらなる社会資源についての情報収集を行い、適切な対応を行っていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 虐待防止ネットワーク活動の推進 | ページ | 101 | 3 |

1 事業の概要

児童虐待防止については、相談支援体制の充実、保護者の負担軽減、虐待防止の啓発、関係機関との連携による防止体制の強化を図ります。また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民活動や関係部局と連携し、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ①田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催（8月実施） ②事業所会議等での障害者虐待防止啓発を行った。 ③障害者虐待発生時には当室として組織的に調査、事実確認、所管庁への報告、相談対応・事後フォローを行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ①重層的かつ多様なメンバーで構成されており、当市の高齢者・障害者虐待防止体制の基盤となるもので継続していくことに意義がある。 ②虐待は身近で起こりうるものとして、強い注意喚起を促すことで事業所での虐待防止や抑制につながった。 ③迅速な調査・事実確認・相談対応が行えた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ①関係部局や事業所との連携は適宜行えているが、地域での住民活動との連携が不十分である。 ②障害者虐待防止ネットワーク委員会の個別ケース検討会を活用できなかった。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ①民生委員や地域住民への啓発活動に取り組んでいく。（ただし障害者分野単独で行っても範囲が狭くなるため、高齢者分野と協同で行いたい。） ②基幹相談支援センターが主体となって事業所等への虐待防止啓発を行う。 ③高齢者分野ではうまく個別ケース検討会を活用して虐待の判定等を行っているので、障害者分野でもそのノウハウを活用したい。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (3) 訪問見守り活動 | ページ | 101 | 3 |

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 在宅介護支援センターや民生委員・児童委員によるそれぞれの訪問活動から発見される各世帯の福祉課題を地域包括支援センターを介して情報共有を行った。 |
| 成果 | 情報共有を行うことで、より細やかな見守りへの進展と支援へつなぐ糸口の増加を図ることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 民生委員・児童委員や見守り協定を締結している企業等からの情報提供を基に、救助や支援につながる事案は認められるが、いわゆる小地域コミュニティにおける隣近所からの情報提供は少ない。小地域ごとに住民同士が互いに見守り合えることができれば、まさに地域共生社会の実現ともいえ、そのためにもまずは、普段の生活の中でさりげない見守りを行っていただく地域見守り協力員の確保が急務であると考えます。 |
| 今後の方針 | 民生委員・児童委員に負担が偏らないよう、地域見守り協力員を確保することで、見守りの機会を増やすことにつなげる。 地域見守り協力員→民生委員・児童委員等と連携・協力し、普段の生活の中で、高齢者等へのさりげない見守りや声かけなど、地域ごとの実情に応じた見守り活動に、できる範囲でご協力いただくボランティアのこと。 活動期間：3年 活動依頼：市からの推薦に基づき県から依頼 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (3) 訪問見守り活動 | ページ | 101 | 3 |

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 地域包括支援センターや在宅介護支援センター職員が、実態把握として12月現在で約8,000件の自宅を訪問し、相談や介護認定申請の代行、25件の配食サービス等の福祉サービスの調整を行った。 |
| 成果 | 支援の必要な高齢者についての実態を把握し、対応策の説明や必要な調整を行うことで、在宅生活の継続を支援することができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 田辺市の高齢者約22,000人のうち、一部の人にしか訪問することができず、地域によっては数年に1回程度しか自宅訪問ができていないため、タイムリーな支援ができていないと課題がたい。 ● 高齢者個々の支援の必要性については確認をすることができているが、地域全体の課題については、十分に把握しにくい。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる戸別訪問を継続し、必要な調整を行う。 ● 実態把握を行う職員が集まる会議などにおいて、地域課題について検討を行う機会をもち、福祉課題の発見に向けて取り組む。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (3) 訪問見守り活動 | ページ | 101 | 4 |

1 事業の概要

日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動、初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 平成29年4月から、4行政局（龍神・中辺路・大塔・本宮）のそれぞれに設置した地域型地域包括支援センターを受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、社協の特性を生かし、公的機関や専門職又は地域の様々な関係者と連絡調整を図りながら、課題解決に向けた相談支援体制の構築に努めた。 |
| 成果 | 地域包括支援センター運営事業の機能の一つである介護予防プラン作成の件数が多く、相談対応や定期的な訪問活動、実態把握ができなかった。その受け皿となる仕組みづくりを検討する必要がある。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍において、従来から実施されていたサロン活動が開催できなかったところが多く、新しい生活様式によるサロン活動の再開に向けた今後の取組が課題となっている。 ● ボランティア・福祉委員等活動の担い手の高齢化が進んでおり、ボランティア等の人材が減っているため、サロン活動が継続しにくいといった課題がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 月1回開催する基幹型地域包括支援センターとの会議において、情報の共有を図り、事業の方向性と責任体制を明確にしながら業務を行うと共に、2ヶ月に1回開催する社協と地域包括支援センターとの会議においては、課題を共有しながら、課題解決に向けて協議を進めていく。 ● 介護予防プランの作成件数が増加傾向にあるため、その受け皿づくりについて引き続き検討していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-----|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 包括的な相談支援体制の構築 | ページ | 102 | 3 |

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次地域福祉計画に引き続き、市民総合センターや各行政局を、地域における「福祉総合相談」機能を有する施設と位置付けた。 ● 相談窓口の機能強化を図るための具体的な施策等については、関係各課等が、それぞれの個別計画に基づいて推進した。 |
| 成果 | 関係各課室や外部機関が必要に応じて連携を取っており、福祉課題の発見や支援の実施につながっている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 令和6年度に新庁舎への行政機能の移転を控えているため、今後の包括的支援体制の在り方について検討する必要がある。 |
| 今後の方針 | 第1次地域福祉計画の頃から醸成されてきた支援体制を、今後も維持できるよう努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 包括的な相談支援体制の構築 | ページ | 102 | 3 |

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 日常生活圏域ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを中心に、複数の対象者・複合的な課題を抱える家庭への支援について、障害児者相談センター「にじのわ」や基幹相談支援センター「にしむろ」、ひきこもり相談窓口、生活相談センターの職員とともに、相談支援や対応を行った。 |
| 成果 | 家庭を一つの単位として、高齢者や障害者、ひきこもり状態にある人、生活困窮者など複数の対象者がいる家庭への支援を、関係機関と連携して必要に応じて対応を行うことができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて関係機関が連携できているが、担当者や状況によって、必要な情報が共有されず、対応が後手になることがまれにある。 ●関係機関が必要に応じてしか連携できていない状況である。先を見越して、将来的に連携が必要となるケースについての情報交換を行う機会がない。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要なケースについては、引き続き関係機関と連携を図り、対応を行っていく。 ●将来的に連携が必要なケースについての情報交換の場の創設について検討する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|----|
| 方 策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項 目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (1) 包括的な相談支援体制の構築 | ページ | 102 | 4 |

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 田辺圏域と介護の連携を進める会において、障害福祉制度全般の説明と65歳の介護保険移行時におけるスムーズな制度移行、また制度移行に伴う各種施策や65歳を超えても利用できる障害福祉サービスの説明を行った。 ● 西牟婁圏域自立支援協議会主催の相談支援専門員対象のフォローアップ研修において、介護・障害の分野にとらわれない研修を実施した。 ● 介護保険の利用者家族で、障害者が同一世帯にいて様々な課題があった場合に障害福祉サービス利用につながったケースがいくつか見られた。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉から介護保険への制度移行時における手続きについて、関係者及び支援者の共通理解ができた。 ● 福祉各種分野を超越した現場での課題を共有することで、垣根を超えた議論がなされた。 ● 一つのきっかけを起点として対象者及び家族内の支援をすることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一括した総合窓口がないため、主担当からの介入というはある程度仕方がない ● 連携がうまくいかず、円滑なサービス利用につながらないケースもある。 ● 今後は、さらに関係者が情報を共有し、少しでも他分野でのサービス利用につながるケースがあれば、早期発見を行い支援につながる体制づくりを研究する必要がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 垣根を超えた情報共有をすることで、福祉サービスの必要な方の早期発見につなげる。 ● 最初に相談を受けた窓口において、複数の課の連携が必要な場合は必ず情報共有、連携した取組を実施する。 ● 上記取組を実施することで属性を超えた対応に取り組む。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|--------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 子育て推進課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 包括的な相談支援体制の構築 | ページ | 102 | 5 |

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>子育て推進課内に家庭児童相談室を開設しており、家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちが安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて、家族又はその他からの相談に応じた。また、LINEによる相談にも対応した。さらに相談内容に応じて、各専門機関や福祉的な制度についても紹介した。</p> <p>【受付日時】月～金・9:00～17:00</p> |
| 成果 | <p>さまざまな相談が寄せられている中で、家庭相談員を増員し体制の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ庁内外の関係機関等との連携を密にしながら、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組むことができた。</p> <p>＜令和3年度＞ ○相談対象者：337人（うち要対協登録児童数は258人(虐待対応は228人)） ○相談対応延べ件数：2,590件（うち児童虐待対応件数1,719件）</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>子育て相談の窓口の一つとして市広報誌・ホームページ・児童虐待防止のチラシや啓発物品等で広報しているが、さらに周知を図るとともに、関係機関等との連携を引き続き密接にしていく必要がある。</p> |
| 今後の方針 | <p>引き続き、家庭における子育ての悩みや心配ごとの相談に応じ、助言、指導を行い、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行う。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 健康増進課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 包括的な相談支援体制の構築 | ページ | 102 | 4 |

1 事業の概要

包括的な相談支援体制の構築に向け、「地域生活課題を抱えている住民の発見・把握」や「相談を断らない」・「課題の属性にとらわれない」相談支援」等の取組を進めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子包括支援センターを中心に妊娠期から子育て期（就学前）にわたり保健師、助産師が専門的な見地から相談事業を実施するとともに、児童虐待の予防や早期発見に資するように育児支援を実施した ①妊娠の届出等の情報を基にハイリスク妊婦を選定し、継続的な支援を実施 ②関係機関から積極的な情報の収集に努め、把握した情報に基づき、要支援者が利用できる母子保健サービス等の選定及び情報提供 ③心身の不調、育児不安があるなど手厚い支援を要する者に対する支援方法や、対応方針について検討するケース会議等を設け、支援プランを策定し、家庭訪問等を実施 ④出産予定日約1か月前の妊婦と初産の産婦（産後1か月頃）に助産師による個別相談として電話にて状況確認、産後のサービスの情報提供などを実施 ●思春期・青年期にある者の「ひきこもり」問題について、関係機関が相互に連携して取り組んでいくことを目的に田辺市ひきこもり検討委員会を設置している。（委員会年2回、小委員会年10回） ●ひきこもり支援ステーション事業を認定NPO法人ハートツリー ひなたの森に委託しており、居場所づくり等を行っている。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報の一括管理ができており、市他部署や関係機関との情報共有が図られ、質の高い支援につながっている。 ●毎月、ひきこもり検討委員会(小委員会を含む。)を開催していることで、関係機関が互いに連携しやすく、相談や紹介がしやすい関係ができています。 ●居場所は1か所設置され、週5～7日開催されており、ひきこもり当事者にとって安心、安全なサードプレイスとしての役割を担うことができています。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報が集約され、早期からの支援につながっているが、専門性の高い支援が必要とされるケース（例：医療ケア児）などについては、社会資源が少ない場合があり、十分な支援が行き届いていない。 ●ひきこもりに至る原因とその支援は様々であり、生活困窮や孤立、孤独対策との連携が必要となってきたが、検討委員会を含むネットワークが十分でない部分がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●より専門性の高い支援の確保について検討が必要である。 ●柔軟に対応できるひきこもり検討委員会の委員構成並びにネットワーク作りが必要である。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 4 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 市民総合センターを保健・福祉センターとして位置付け、市の保健福祉部局や社協をはじめとした福祉関係の機関を集約している。このことから、窓口寄せられた相談等に対し、その福祉課題に対応する課室等や関係機関が連携し、課題の解決に向けた支援を行っている。 |
| 成果 | 各種の福祉課題に対応できる相談窓口が集約されていることから、「市民総合センター」そのものが、ワンストップで相談を受け止めて対応できる「福祉総合相談窓口」的な機能を果たしているといえる。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 令和6年度に行政機能が新庁舎へ移転し、社協等とは別に位置することになる。 |
| 今後の方針 | 行政機能移転後の、市民総合センターに留まる機関（社協等）との連携を維持するための体制についての検討 ➡新庁舎・市民総合センター・行政局間において、ビデオ会議システムの活用により、社協と行政窓口が双方向に連携した相談支援が可能となる。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 4 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 高齢者、障害者、引きこもり状態にある者、生活困窮者などさまざまな対象者や課題を抱えている方を支援する相談機関が設置されている市民総合センターに基幹型地域包括支援センターを設置し、関係機関と相談・連携を行った。 |
| 成果 | 市民総合センターに基幹型地域包括支援センターを設置することで、多機関で速やかに相談を行い、支援方法の検討、同行訪問などを行うことで、必要な支援・連携ができる体制ができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 相談窓口が市民総合センター内に複数あり、市民がどこに相談していいのかわからなくなってしまう。 |
| 今後の方針 | 窓口の一本化は難しいと思うが、どこの相談機関に相談が入っても、お互いに連携し、相談者が必要な窓口にならざる体制づくりを今後も続けていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 1 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては、重層的な相談支援体制に対する具体的な取組はできていない。 |
| 成果 | |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●調整する主管課がないため、全く動きがない。 ●市民総合センターについても今後の状況が見通せないため、「福祉総合相談」という重層的な相談支援体制がどのようになるのか不透明 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉課を主管課とし、保健福祉部全体を調整したうえで国庫補助事業等を活用しつつ相談支援体制を構築する必要がある。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 子育て推進課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 5 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 市民総合センター内に子ども家庭総合支援拠点と家庭児童相談室を併設しており、家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちが安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて、家族又はその他からの相談に対応した。また、相談内容に応じてセンター内の関係機関や福祉的な制度を紹介することにより、相談者に必要な支援につなげた。 |
| 成果 | 令和2年度から子育て推進課に専門職員を段階的に増員するとともに家庭児童相談室の相談員も増員することで、相談体制の充実を図り、市民総合センター内に開設している母子包括支援センター「たなっこ」や西牟婁圏域障害児者相談センター「にじのわ」等の関係機関や庁内関係部署との連携を密にしながら、子育て家庭の相談・支援に取り組み、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組むことができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 子育て家庭が抱える問題は多種多様であり、相談内容も様々な要因が絡み合っているケースも多く、庁内外の関係機関等との連携を密接にして対応していく必要がある。 |
| 今後の方針 | 引き続き関係機関と連携を図りながら、適切に必要な支援につなげていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 健康増進課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 4 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期（就学前）にわたり保健師、助産師が専門的な見地から相談事業を実施し児童虐待の予防や早期発見につながるよう育児支援を実施するとともに、支援プランを作成し、相談支援、家庭訪問などを行っている。また、関係機関との情報共有を図り、連携して支援を実施した。 ●ひきこもり相談窓口では、ひきこもりとなった背景を見極め、適切な関係機関への紹介や継続支援を行っており、家族や本人への相談の中で、徐々に就労や進学を含めた社会参加に向けて活動するための心理的サポートを継続した。 <p style="margin-left: 20px;">相談場所：田辺市民総合センター、相談者自宅等</p> <p style="margin-left: 20px;">実施回数：実件数 26件 延件数 146件（R4.12月末現在）</p> |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援プランを作成して対応することで、関係機関の役割が明確化され適切な支援ができるようになってきた。医療機関や助産院などの関係機関とも連携が図られており、早期からの継続的な支援につながった。 ●相談に来られることで、当事者にゆとりをもって接することができるようになったという意見もあり、相談者の不安の軽減につながっている部分があると思われる。 ●関係機関等と連携しひきこもり支援を行っており、相談者に関係機関（南紀若者サポートステーション、ひなたの森(居場所づくり)）を紹介することも多く、就労や社会参加につながった。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする家庭の抱える問題が複雑化する中、産科や精神科、福祉や育児支援機関とのネットワークの強化が必要である。 ●相談件数が経年的に減少している。ひきこもりの状態にある当事者及び家族の悩みを、家族だけで抱え込んでしまわないようにするためにも、ひきこもりに関する相談窓口があるということをいろいろな世代に届くような方法を考えていく必要がある。 ●支援の成果が短期間では見えにくいことがある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●今後も他機関との連携を図りながら、切れ目のない継続的な支援を実施する。 ●必要とする方に情報が伝わるための定期的な広報活動、魅力的かつフレキシブルな情報発信と利用しやすい窓口づくりが必要である。 ●ひきこもり支援には年単位等、長期間かかることがあり、継続した伴走型支援が必要である。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|--------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 西部センター | 評価 |
| 小項目 | (2) 相談支援体制の整備 | ページ | 103 | 4 |

1 事業の概要

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、関係部局・機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。また、隣保館では、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●身近で相談しやすい市の窓口として、市関係部署、町内会等の関係機関と連携し、各種相談（生活相談、人権相談、市営住宅に関する相談など）に対応した。 ●若年層の就職相談については、天神児童館と連携して重点的に行っており、西牟婁振興局企画産業課の就職促進相談員による職業相談を毎月1回行った。 ●現在はコロナ禍の影響で中止しているが、高齢者世帯等の実態把握のため、定期的に巡回相談（訪問活動）を実施することとしている。 ●併設している西部デイサービスセンターでは、ヘルストロンや各種健康機器を使った機能回復訓練を実施しており、月1回、市健康増進課から保健師、看護師による健康相談を実施し、地域住民の健康維持に努めた。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●R3年度 相談件数222件（生活相談113件、住宅相談45件、職業相談12件、健康相談16件、その他36件） ●相談内容は、コロナ禍による失業等を理由とした生活困窮の相談や、高齢化により、単身高齢者等からの介護サービスに関する相談などが増えた。 ●令和5年1月には、地区内の高齢者宅（53世帯）を訪問し、マスクや啓発グッズを配布した。（対面せず、あいさつ文書とマスクなどを郵便受けに配布） |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>コロナ禍のため、巡回相談事業などを行うのが難しいところがあるが、高齢者や障害者等できる限り地域住民の実態把握に努め、相談業務に活用していく。</p> |
| 今後の方針 | <p>市の出先機関として、最も身近で相談しやすい窓口体制を作り、職員間の情報共有に努め、相談のあった困り事などに対しては、すぐに関係機関と連携して対応できるように努める。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (3) 日常生活圏域における支援体制の整備 | ページ | 103 | 4 |

1 事業の概要

旧5市町村（日常生活圏域）それぞれに地域包括支援センターを整備し、高齢者福祉全般における総合相談体制の整備に努めます。また、複合的な課題を抱える家庭を支援するため、関係機関との連携をさらに強化します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、市民が相談をしやすい体制を整備している。また必要に応じ、行政局の関係部署や障害児者相談センターなどの関係機関との連携を行っている。 |
| 成果 | 市民に身近な場所で相談支援を行うことで、地域の社会資源を活用した対応方法の提示や調整を行うことができている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 身近な地域での相談支援を行うことはできているが、活用できる社会資源が地域によって差があるため、最善の対応策で対応することができない。 |
| 今後の方針 | 引き続き、日常生活圏域ごとの相談支援体制を継続し、地域課題の明確化と資源の創設に努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 3. 包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (4) 小地域における福祉活動の支援 | ページ | 104 | 3 |

1 事業の概要

社協は、各地域における「コミュニティワーク機能」を重視した支援の展開に引き続き努めます。また、「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」を総合化することで、各相談支援の窓口において、生活課題を抱える個々の住民を支える支援のネットワークを形成し、さらには住民による自治的な地域づくりに展開させていくような支援を実践していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室やふれあいいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポートをしている。 ●ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発等を実施している。 |
| 成果 | <p>コロナ禍において、住民の集まる機会を中々活用できなかったため、必要最小限の「たなべあんしんネットワーク」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発を行うことができなかった。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>コロナ禍における「たなべあんしんネットワーク」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発を検討する必要がある。</p> |
| 今後の方針 | <p>引き続き、介護予防教室やふれあいいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビング等、コロナ禍における住民の集まる機会を活用した「たなべあんしんネットワーク」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発等を検討・実施していく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 4. コミュニケーション支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (1) 手話通訳者及び要約筆記者等を派遣 | ページ | 104 | 5 |

1 事業の概要

障害がある住民の必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等を通じてコミュニケーション支援（意思疎通支援）に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>件数はいずれも令和5年1月末現在</p> <p>①手話通訳者派遣件数…50件</p> <p>市外での手話通訳者派遣依頼は内1件あり、委託先の和歌山県聴覚障害者協会（聴覚障害者情報センター）に派遣依頼を行った。</p> <p>②要約筆記者・奉仕員派遣件数…0件（依頼がなかった）</p> |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校のみならず、成人式や講演会等のイベントにも手話通訳者を派遣し、手話通訳の啓発・理解促進につなげることができた。 ●手話通訳依頼の内容については会議・講演会の通訳や医療機関受診の通訳依頼が多かった。 ●当初、コロナ禍の影響により派遣依頼数が少なかったが、イベント等の開催規制が緩和されたことから、派遣依頼数がコロナ禍前の状況に戻りつつある。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 手話通訳者等派遣事業登録者の年齢層が高齢化しているため、若年層に対して派遣事業登録の周知が必要となる。 |
| 今後の方針 | 本市のイベントや講演会に手話通訳・要約筆記者等を派遣し、聴覚障害者が参加しやすくなるよう情報保障を行い、通訳業務の啓発・理解促進につながるよう取組を更に深めていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 4. コミュニケーション支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 市役所の窓口到手話通訳者を配置 | ページ | 104 | 4 |

1 事業の概要

市役所の窓口到手話通訳者を配置するなど、行政機関の利用をしやすくするための支援体制づくりに努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 手話通訳士1名、手話対応可能な職員1名を配置しており、窓口での手話対応のほか、行政局など遠隔の方については、本人の希望によりスマートフォンを利用してメール、LINE対応、遠隔手話用タブレット端末を使用して対応した。 |
| 成果 | 手話対応を希望される方が窓口での手話対応希望日時を事前に連絡・依頼されるため、大きな混乱もなく支援ができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 手話通訳士の高齢化への対応が必要である。 |
| 今後の方針 | まだ緊急性はないが、手話通訳士は確保が困難であるため、現職手話通訳士の年齢・意見を考えながら、増員検討が必要である。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 4. コミュニケーション支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (3) 情報バリアフリーの推進 | ページ | 104 | 4 |

1 事業の概要

「声の広報誌」（広報誌の朗読サービス）など、行政情報のバリアフリー化に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者に対しては <ol style="list-style-type: none"> ①マスクを外し、手話対応又は筆談で応じるほか、手話奉仕員の派遣、メールやFAXによる相談対応、難聴の方にはコミュニケーションボードの使用して対応した。 ②救急搬送時に指さして意思伝達可能なコミュニケーションボードの導入に協力、スマートフォンなどで救急通報を行うネット119、メール119登録推進・窓口受付を行った。 ③遠隔で手話対応ができるようタブレット端末を備えている。 ●視覚障害者に対しては <ol style="list-style-type: none"> ①代読・代筆支援サービスの提供 ②読み上げアプリで対応できるよう希望する場合、PDFで通知 ③宛先・宛名を点字対応 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者に対しては、窓口及び出先での情報取得ができるよう支援できたほか、緊急時の通報や意思伝達方法が確立できたことで安心につながった。 ●視覚障害者に対しては、代読・代筆支援サービスにより支援員を派遣し、随時情報提供ができていたほか、情報のPDF・点字対応といった個々のニーズにも対応したことで確実な情報取得につながった。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者に対する、手話奉仕員・要約筆記・筆談対応等がスムーズに行えるよう、手話奉仕員・要約筆記者を継続的に確保する。 ●視覚障害者に対しては、文字の読み上げのためのPDF化など対応可能な範囲において個々のニーズにも積極的に対応していく必要がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●手話奉仕員・要約筆記者を確保をするため、養成講座受講推進を行うほか、手話奉仕員・要約筆記者としての登録を促す。提供可能な情報支援について情報発信を行う。 ●障害者・障害理解を深めるための職員研修を継続的に実施するほか、市民向けにも実施していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第1節 包括的な相談支援体制の構築 | | | |
| 項目 | 4. コミュニケーション支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (4) 手話や要約筆記等の学習の機会の充実 | ページ | 104 | 4 |

1 事業の概要

社協、ボランティアグループ等と協働して学習会や講習会を開催し、住民が手話、要約筆記、朗読、点訳及び移動介助などを学べる機会を充実していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>①手話サークルへ奉仕員養成研修を目的とした補助を行った。</p> <p>②社協の福祉教育・ボランティア学習出張講座（以下「講座」という。）へ手話奉仕員派遣を行った。</p> <p>③聴覚障害者福祉協会が主催する手話出前講座に対し、講座で利用可能な手話啓発パンフレットを作成した。</p> |
| 成果 | <p>①週一回の手話サークルの開催維持につながるほか、サークル参加者と聴覚障害者との交流機会、手話奉仕員養成講座への参加・推進にもつながった。</p> <p>②社協の講座は聴覚障害者理解等の内容で開催され、高校1校、中学校5校、小学校8校へ手話奉仕員を派遣した。講座は聴覚障害者・手話理解につながっている。</p> <p>③協会へ手話啓発パンフレットを500部提供。手話出前講座や弁慶まつり等のイベントで使用された。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>①手話サークルは運営団体が高齢化し、サークル活動の維持が困難になってきている。</p> <p>②社協の講座は定期的で開催されており、開催校も徐々に増加している。講師は協会が担当しているが、協会会員の減少・高齢化による講師確保が困難になっている。</p> <p>③手話出前講座の開催について、市においても介護保険事業者あてに訪問啓発を行ったが、開催希望は無かった。事業者は慢性的な人員不足、また法改正等さまざまな対応に追われ、余裕がない状況である。</p> |
| 今後の方針 | <p>補助金の維持、手話奉仕員養成講座に連携して手話奉仕員の登録者確保に努めながら、学習会等の安定開催につなげる。協会の当事者活動について支援していく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|-----|----------|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 「たなべあんしんネットワーク」の活動の支援 | ページ | 105 | 3 |

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」の活動として、「ふれあい声かけ活動」や「共生型ふれあい・いきいきサロン活動」、「登下校時の子ども見守り活動」などを行い、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 民生委員・児童委員及び福祉委員によるサロン活動、登下校時の子ども見守り活動などを通じて、健康維持、交通安全及び防犯の機運醸成に取り組んだ。 |
| 成果 | 住民同士がつながるきっかけを持つことで、安心の輪（ネットワーク）が形成できている地域がある。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化が急速に進んでいることに伴い、あんしんネットワークが市域全体に浸透しているとはいえない。 |
| 今後の方針 | あんしんネットワークを市域全体に広げるためには、一部の人だけでなく住民一人ひとりが地域を思い、動き出せるきっかけを作る必要がある。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) 「たなべあんしんネットワーク」の活動の支援 | ページ | 105 | 4 |

1 事業の概要

「たなべあんしんネットワーク」の活動として、「ふれあい声かけ活動」や「共生型ふれあい・いきいきサロン活動」、「登下校時の子ども見守り活動」などを行い、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 社協では、田辺地区は2地区に1人、旧町村地区は1地区に1人の担当職員を割り当て、福祉委員会やボランティアグループの活動支援を行っている。 |
| 成果 | それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるところまでは至っていないが、コロナ禍においても工夫しながら「ふれあい声かけ活動」や「ふれあいきいきサロン活動」、「登校時の子ども見守り活動」を継続的に行っている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍を理由に、日常生活の中における住民相互の結び付きを極端に嫌うようにしていると感じる時がある。 ●これまでの住民同志の繋がり「煩わしさ」、「距離間のなさ」、「づけづけと自分のプライバシーに踏み込むしんどさ」から抜け出しプライバシーを重視した「個人化」・「個別化」に移行したい雰囲気を感じる時もある。 ●コロナ禍の影響で途絶えつつある繋がりを再構築する難しさがある。 ●令和2年度以降、コロナ禍のため住民による自主運営のサロン活動が自粛する傾向にあるなど、新しい生活様式の下、サロン活動の進め方を検討する必要がある。 |
| 今後の方針 | 引き続き「たなべあんしんネットワーク」活動を支援するとともに、それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (2) 住民交流活動拠点の整備 | ページ | 105 | 4 |

1 事業の概要

地域住民が気軽に立ち寄り、安らげる多世代・多機能の「居場所」として、地域コミュニティの拠点となる住民交流活動拠点を整備し、提供するように努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●社協では、子どもや障害者、高齢者を対象にした取組として、「あそびの教室」や「障害者の就労支援」、「認知症カフェ」といった様々な居場所を提供している。 ●地域活動の担い手を育成するため、「ホッと講座」や「シニアリーダーカレッジ」、「福祉のしごと塾」を開催した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」はコミュニティカフェとして展開し、障害のある若者やボランティア等が運営に参加し、地域の居場所として定着した。 ●地域活動の担い手を育成した。 ●他の地域では公民館等を拠点に、地域の居場所となるように様々な催しを実施した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>コロナ禍の影響により様々な活動が制限された。</p> |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」を、障害のある若者やボランティア等が運営に参加できるよう、地域の居場所として提供していく。 ●地域活動の担い手を育成していく。 ●他の地域では公民館等が地域の居場所となるように様々な催しを実施していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 2. 地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 106 | 4 |

1 事業の概要

地域における保健福祉の増進を目的に、市民団体等が行う先導的的事业に対して補助金を交付し、住民によるボランティアな活動を支援します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度末に補助金交付要綱を改正し、補助金を利用できる団体に「企業等」を追加したため、補助金を募集する際にはその旨を明記して広報を行った。 ●補助金の募集は、5月～6月及び8月～9月の2回実施し、広報の媒体として市のホームページ、広報田辺、SNS、新聞を利用した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●2回の募集に対して3団体から申請があり、内1団体の取組を補助事業として承認した。 補助金交付額：561,000円（12月末時点の実績） <p>補助事業概要：障害や高齢のために食べることが難しい人々に寄り添い、安全においしく味わって食事を摂ることができるよう、摂食指導に関する研修・研究活動の実施や一般の方対象の講演会・相談会の開催、摂食関連用具の貸し出し事業などを行う。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●補助金を利用できる団体に企業等を追加したものの、申請があったのは市民団体のみであった。 ●補助金の対象となる事業を「先導的な事業」と限定しているが、目新しい事業の創出が年々難しくなっている。また、申請があっても、要綱にそぐわない等の理由で却下となるケースが増えている。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民団体だけでなく、企業等からも補助金を申請してもらえるよう、企業等の目に留まるような広報の方法（媒体）について検討が必要である。 ●補助金交付要綱を改正し、補助対象団体を拡充したことの効果について経過を見るため、今後、補助金の申請数及び補助金交付額の推移に留意する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 106 | 4 |

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 生活保護や、生活困窮の相談を受けた際に、相談者が必要とする福祉サービスのニーズを把握し、介護保険や障害サービス等を必要とする相談者には、それぞれの窓口案内する等の対応を行った。生活保護受給者等で関係しているケースに対しても、介護保険や障害サービス等のニーズを把握して、適切なサービス利用に繋げるよう努めた。 |
| 成果 | 相談者との面談により、生活保護や生活困窮者自立支援制度以外の福祉サービスを必要としていると判断した場合に、それぞれの相談窓口を紹介することにより、相談者のニーズに答えることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 相談者への個々の対応だけでなく、包括的に各種福祉サービスを提供する体制づくりが必要である。 |
| 今後の方針 | 引き続き、相談者にはそのニーズに合わせた窓口案内することにより、必要な福祉サービスに繋げるよう努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 106 | 4 |

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用していた障害者が65歳になった際に、介護保険法に基づくサービスや高齢者福祉サービスに速やかにつながるような相談支援や情報提供を行ったり、複数の制度をうまく活用できるように連携を行った。 ● 関係機関が他の機関の業務や関係する法令について学ぶ機会を作り、職員の資質向上を図ることで、地域生活課題を意識したアプローチができる体制づくりを行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が、総合的に福祉サービスが利用ができるように調整することで、必要な支援につながり、地域での生活を継続できている。 ● 保健福祉部局や関係機関がさまざまな制度等について学ぶ機会として勉強会を開催することで、各々の役割を理解し、総合的なアプローチを行うことができつつある。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>さまざまな関係機関の連携は図れてきているが、個々の職員の資質向上が難しく、対応する人によって包括的なアプローチが困難なことがある。</p> |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き関係機関との連携を図り、地域生活課題に対する総合的なアプローチを行う。 ● 個々の職員のスキルアップに向けた勉強会の開催など、質の向上を図ることで、市民サービスの均一化を図る。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 106 | 2 |

1 事業の概要

各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスの分野横断的なネットワーク化に努めるとともに、各種福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるよう取り組みます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な取り組みは全くできていない。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取組ができていないが、現場レベルでは対応できる範囲で対応している。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク化の構築 ● 具体的なアプローチの包括化が見えづらい |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 担当主管課を福祉課として、ネットワーク化の構築に向けた取組を実施 ● 担当主管課を福祉課として、アプローチの包括化につながるシステム作り |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第2節 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進 | | | |
| 項目 | 4. 日常生活圏域ごとでのサービス調整会議の整備 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 106 | 3 |

1 事業の概要

5つの日常生活圏域ごとにサービス調整会議を整備し、個々の住民の支援のあり方や地域における支援の仕組みづくりなどについて協議・実践していくための仕組みづくりに努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者を支援していくために地域包括支援センター主催で、地域ケア会議として関係機関が集まり情報交換や勉強会、事例検討などによる支援方法の検討の場を定期的で開催している。 ● 日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、ご近所ボランティア養成講座の開催による生活支援サービスの担い手養成や地域の社会資源の発掘、必要なサービスの調整などを行うとともに、協議体を開催し、定期的な情報交換を行った。 |
| 成果 | 日常生活圏域ごとで定期的を開催することで、お互いの顔と顔のつながる関係づくりができ、地域にある社会資源を活用した支援の仕組みづくりを実践していくことができた。また、地域課題についても明確化し、検討することができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 支援のあり方や仕組みづくりについて協議することで、地域課題を明確化することができているが、その課題の解決策を実現させていくのが難しい。 |
| 今後の方針 | 引き続き、地域ケア会議や協議体を開催するとともに、関係機関が連携することで、個々の市民への支援を協議・実践していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|--------------------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 地域づくりに向けた支援（生活支援サービスの開発とコーディネート） | ページ | 107 | 3 |

1 事業の概要

市全域と生活圏域に、福祉課題や地域ごとの社会資源を把握し、様々な住民ニーズとのマッチングや不足している社会資源の発掘等を行う「生活支援コーディネーター」を配置したほか、地域活動に関わる各種団体から構成される「協議体」を設置し、高齢者が地域のつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために地域で支え合う仕組みづくりを目指します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 高齢者の生活を支えるサービス等の充実及び支え合い推進のため、社会福祉協議会及び関係機関等に生活支援コーディネーターを配置している。また、日常生活で必要な支援の充実や強化についての検討を行うため、市民や関係機関等で構成する協議体を配置している。 |
| 成果 | <p>地域における生活支援・介護予防サービス提供の体制整備に向けた活動や、情報交換・連携強化に取り組んだ。</p> <p>訪問型生活支援サービスの担い手となる地域ボランティアの育成講座「ご近所ボランティア養成講座」を開催。</p> <p>開催回数及び修了者：R2年度➡8回、30人 R3年度➡2回、14人 R4年度➡1回、10人</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | コロナ禍の影響で講座開催数及び参加者が減少した。 |
| 今後の方針 | 生活支援コーディネーター、協議体がそれぞれの情報共有や連携をより密にし、地域のサービス体制整備を推進していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|------------------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築に向けた取組 | ページ | 107 | 3 |

1 事業の概要

「精神障害者にも対応した地域包括支援システム」の構築に向けた関係者による協議の場の設置が求められたことから、西牟婁圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を協議の場として位置付け、圏域における地域課題や資源等の情報を共有する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進会議」を設置したほか、事例検討会の開催等によりシステムの構築に取り組んでいます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（以下“にも包括”）についての協議を2回開催し、地域課題の抽出や地域アセスメントの評価の検討等を実施したが、令和4年度はコロナ禍の影響により協議の開催等、“にも包括”についての取組がほぼできていない状況である。令和5年2月1日に令和4年度の第1回の協議を開催予定である。 ●西牟婁圏域の5市町村、障害福祉サービス事業所、関係機関が集まり、事例検討会を開催した。 ●西牟婁圏域の障害福祉サービスに対するアンケート調査を実施した。 ●5市町村の障害福祉計画を情報収集し、共有した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●“にも包括”の協議について、参加者の構成を検討した上で、実際に協議を開催する事ができた。 ●各市町村の障害福祉計画を情報収集し、今後の目標数値の設定を確認する事ができた。 ●事例検討会を通じて、各市町における地域課題を抽出した。 ●事業所へのアンケート調査を実施し、圏域で不足しているサービスや、必要としている支援の確認等、社会資源について再アセスメントを行った。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の影響により、協議を開催する事が難しかった。 ●長期入院患者や、重大な他害行為を行った障害者等が地域移行するにあたり、地域住民の方々の不安感がある。 ●アウトリーチ支援ができていない為、支援が必要としているケースの発見に遅れがある。 ●圏域において、山間部の障害者が通院できる医療機関がない。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●抽出した地域課題や地域アセスメントを再評価するとともに、地域ビジョンに関する協議を行うほか、地域ビジョンに基づいたロードマップを作成する。 ●長期入院患者に対する地域移行推進アプローチを実施するとともに、新たな圏域連携体制を構築する。 ●必要な役割分担を行う。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (3) 自殺予防の取組 | ページ | 108 | 4 |

1 事業の概要

本市では、令和2年3月に「田辺市第1期自殺対策計画」を策定しており、この計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支える田辺市をめざして」の実現に関する施策は、広範多岐にわたっていることから、あらゆる分野の事業に自殺対策の視点を反映させつつ、整合性をもって効果的に推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>①田辺市第1期自殺対策計画における庁内各課の取組について、進捗状況調査を行った。</p> <p>②3月に自殺対策強化月間、9月に自殺予防週間があり、市内量販店や図書館に協力をいただき、街頭啓発、啓発コーナー設置を行った。</p> <p>③自殺予防の観点から、市幹部職員に対し、ゲートキーパー養成講座を開催した。 ゲートキーパー→自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人</p> |
| 成果 | <p>①田辺市第1期自殺対策計画における庁内各課の取組について進捗状況調査を行うことで、庁内各課が自殺対策の視点をもって事業に取り組む意識付けにつながった。</p> <p>②自殺予防週間・対策強化月間の啓発事業について、広報紙での特集記事や新聞掲載につながったほか、TV取材を受け、市民向けに効果的な周知ができた。また、図書館における自殺予防啓発図書コーナーも認知されだし、学生等への自殺予防啓発になっている。</p> <p>③市幹部職員が自殺予防・自殺対策の意識を持ち、職場職員のみならず、市民に対しても、ゲートキーパーの視点で接することの重要性を理解する良い機会となった。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●各課が自殺対策の視点をもって事業実施するためには、時間が必要であり、計画の進捗状況調査の継続は必要である。 ●市の自殺者数は平成30年度まで高値で全国平均以上であったが、令和元年度から全国平均を下回り、自殺者は若干減少傾向にある。地道な啓発活動は継続が必要だが、年々、予算が減少している。 |
| 今後の方針 | <p>計画の進捗状況調査を継続しながら、自殺対策の取組が不十分な部署については、取組依頼を行う必要がある。</p> <p>街頭啓発活動における啓発グッズを、障害福祉事業所から購入することで福祉事業所優先調達にもつながっているが、啓発グッズなしでの啓発や、その効果について検討していく必要がある。</p> <p>すべての市職員がゲートキーパー養成講座を受講することを目指す。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 1. 既存の制度・サービスの地域福祉的な再編 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | (4) 生活困窮者に対する取組 | ページ | 108 | 4 |

1 事業の概要

生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を推進し、生活に困窮する人々への包括的な支援に取り組めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>生活困窮者自立支援法に基づき必須事業の自立相談支援事業及び任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業・学習支援事業を実施した。</p> <p>自立相談支援事業→困窮者総合相談窓口として生活相談センターを開設し、相談内容に応じ一人ひとりの状態に応じたプランを策定し、困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援等を行った。 また、必要に応じ住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用を促した。</p> |
| 成果 | <p>各事業の利用者のべ人数(令和4年12月末現在)</p> <p>○自立相談支援事業→53名(内プラン策定5名) ○就労準備支援事業→14名 ○家計改善支援事業→11名 ○学習支援事業→小学生3名、中学生11名 ○一時生活支援事業→3名 ○住居確保給付金→22世帯</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>就労準備支援事業については現状ひきこもり、またはひきこもり気味な若者の利用者がほとんどであり、中高年齢層者の利用が少ない。</p> |
| 今後の方針 | <p>同事業において中高年齢層者の利用が図れるよう委託事業所と協議を行い、また協力を得られる事業所の開拓を行う。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 2. 住民による福祉活動の推進 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 4 |

1 事業の概要

サロン活動、配食サービス等の福祉活動がより活発に実践されるよう支援するとともに、多世代交流・多機能型の小さな拠点の整備を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室やふれあいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用し「たなべあんしんネットワーク」活動のサポートを行った。 ●地域におけるネットワークづくりや組織化、ボランティア活動支援といったサービスの調整・開発等を実施した。 ●ボランティアや社会福祉法人との協働による配食サービスを実施するに当たり、安否確認を兼ねた見守り活動も行っていくことで地域生活課題の解決を図った。 ●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」では、子どもや障害者、高齢者を対象にした取組として、「あそびの教室」や「障害者の就労支援」、「認知症カフェ」といった様々な居場所を提供した。 ●地域活動の担い手を育成するため、「ホッと講座」や「シニアリーダーカレッジ」、「福祉のしごと塾」を開催した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」はコミュニティカフェとして展開し、障害のある若者やボランティア等が運営に参加しており、多世代交流・多機能型の小さな拠点、地域の居場所として定着した。 ●地域活動の担い手を育成した。 ●他の地域では公民館等が、地域の居場所となるように、様々な催しを実施した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の影響により様々な活動が制限された。 ●よりみちサロンいおりは社協会費と利用料、委託費で運営しているが、長期的に継続する見通しは立っていない。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」を、障害のある若者やボランティア等が運営に参加できる場所、多世代交流・多機能型の小さな拠点、地域の居場所として提供していく。 ●地域活動の担い手を育成していく。 ●他の地域では公民館等が地域の居場所となるように、様々な催しを実施していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 3. 移送サービスの整備 | 担当課 | 企画広報課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 3 |

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>①路線バス事業者が運行する路線の維持確保のために「田辺市地方バス路線運行維持対策費補助金」を交付し、路線の維持確保に努めた。</p> <p>②まちづくり学びあい講座にて、「田辺市地域公共交通網形成計画」の説明を行った。</p> <p>③現計画が令和6年度末をもって期間が終了となるため、次期計画の策定に向けて、住民バス委託事業者や利用者、社会福祉協議会、集落支援員等と協議を行った。</p> |
| 成果 | <p>①田辺市地方バス路線運行維持対策費補助金を4事業者の12路線に対して、1億1,853万625円を補助した。（見込額）</p> <p>②まちづくり学びあい講座を2回実施し、計画概要と市における公共交通の状況を説明することができた。また、質疑応答を通じて、公共交通に関する意見交換を行うことができた。</p> <p>③地域の困っていることを再確認するとともに、住民バスの経路・時刻の見直しを行うことで、これらの問題を解決することができた。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 移動に関する課題として、バス停までが遠い、待ち時間が長いといったことがあり、これを解決できる移動手段を検討する。 ● 移動手段として自家用車を利用する人が多いことから、公共交通機関の利用者が少ないため採算が取れず、路線を維持するために補助金の増加につながっている。 |
| 今後の方針 | <p>既存の地域公共交通を最大限活用できるよう、現在の運行形態や内容を精査するとともに、地域の輸送資源を総動員して移動手段を確保することを検討するため、輸送資源の整理と分析を行う。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 3. 移送サービスの整備 | 担当課 | 龍神行政局 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 4 |

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 龍神地域では、路線バス、住民バス以外に地区内診療所への患者送迎用バス4路線（内1路線は民間委託）、通院バス運賃助成、外出支援サービス事業を行っている。 |
| 成果 | <p>患者送迎用バス、通院バス運賃助成及び外出支援サービスのいずれの事業についても、昨年度並みの利用実績が見込まれ、地域の高齢者の移動手段、地域医療の確保につながっている。</p> <p>患者送迎用バス➡3路線427人（前年度実績629人）、民間委託分の1路線は未集計（前年度実績464人）</p> <p>通院バス運賃助成➡44人（前年度実績65人）</p> <p>外出支援サービスの登録者数➡19人（前年度登録者13人）</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●いずれの事業についても、地域の高齢者にとっては必要な事業であるので引き続きサービスの継続及び内容の充実を図っていく必要がある。 ●龍神地区では、民間事業者が福祉有償運送事業所設立に向けた動きをしているが、まだ、設立に至っていないので早期に設立されるよう働きかける必要がある。 |
| 今後の方針 | 各種サービスの継続及び内容の充実化や、福祉有償運送事業所の設立に向けた働きかけに努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 3. 移送サービスの整備 | 担当課 | 中辺路行政局 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 3 |

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>①路線バス：市街地から栗栖川地区（中辺路行政局）との間を、明光バス、龍神バスの2社が1日13便、近野地区までは1日7便運行している。</p> <p>②住民バス：栗栖川地区を基点とする6路線が週2日、朝・昼・夕の3往復運行し、野中地区から近露地区を結ぶ近野線は週2回の2往復運行している。自宅から停留所までの移動も困難な高齢の利用者が多い状況から、利便性の向上を求める要望に関して、自宅近辺で乗り降りができ小回りの利く交通手段が求められているため、現行路線を基本とした「新デマンド交通」による区域運行の見直しに取り組む。</p> <p>③タクシー：中辺路地区内に営業所はない。</p> <p>④介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所：中辺路地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている事業所が複数ある。</p> <p>⑤外出支援サービス事業：交通機関の利用が困難な方を対象に、中辺路行政局住民福祉課職員により、地区内の医療機関への送迎を無料で実施している。</p> |
| 成果 | <p>②について：令和6年度中辺路地域住民バス運行契約更新に向け、令和5年度に地域公共交通網形成協議会の承認を受けるため、企画広報課や関係機関と協議しながら「新デマンド交通」案を策定中である。</p> <p>⑤について：8名（登録者数9名）、延べ88回の利用があった。（令和4年4月～令和4年12月）</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>②について：月間利用者が無い路線も増えており、地域の実情を踏まえた利便性の向上による新たな運行形態が必要となっている。現在の住民バスは予約制と定時定路線が混在しているが、「新デマンド交通」については、高校生通学用路線である「栗栖川・近露線」1路線を定時定路線で残して他の路線を予約制の区域運行とし、運行日や運行回数、迂回路を増やして利用者の増加を図る。</p> <p>⑤について：他の行政局管内の同事業は外部団体（社協、NPO）に委託しているが、中辺路管内では、市職員が市の車両を用いて送迎を行っており、移動中の事故が懸念されるため、専門の運転手がいる委託先や財源の確保が必要である。障害者や管外の病院への町内最寄バス停までの送迎（中辺路のみ実施）を含め、他行政局との整合性を検討する。</p> |
| 今後の方針 | <p>②について：今後もより身近な交通手段として地域住民の暮らしを支え、老後も安心して暮らせるふるさとを実現していくためには、利用者のニーズに寄り添った柔軟な運行形態が求められる。利用者の減少を変革の好機ととらえ、不特定多数の利用を想定した定時定路線バスから、個々の事情に応じて柔軟に対応できるデマンド方式による地域内巡回型の運行に転換するため、現行の運行委託契約の3年間で終了する令和6年度からスタートできるように、新たなデマンド交通の計画を進める。</p> <p>⑤について：行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。現状の外出支援サービス事業では、自宅から行政局管内の医療機関への送迎を行っているが、買い物までサービスを拡充する場合の送迎範囲や利用方法、事業の受託が可能な事業者の情報共有など、関係各課との協議を行い、実施に向けて検討する。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 3. 移送サービスの整備 | 担当課 | 大塔行政局 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 5 |

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●市が社協に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、大塔地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。 ●地区内の2診療所において、患者送迎バスの運行を実施している。三川診療所、富里診療所ともに、運行コースを2コース設定し、隔週で1コースずつ運行を行った。 ●運行日の広報は、毎月広報田辺に折り込みチラシを入れて周知を行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度では、42名が利用した。 ●富里・三川地区に患者送迎バスを運行することで、限界集落地域の医療の確保に努めた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●今後も、外出支援サービス事業の周知を図っていく必要がある。 ●燃料費等の高騰により、委託料が上がってきている。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●今後も事業を継続して行う。 ●引き続き医療機関への交通手段の確保を継続するため、移送サービスの実施に取り組む。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 3. 移送サービスの整備 | 担当課 | 本宮行政局 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 109 | 4 |

1 事業の概要

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>①田辺市が実施している外出支援事業については、おおむね65歳以上の、一般の交通機関の利用が困難な者が医療機関受診のための手段として利用しており、また福祉有償運送については、要介護認定者や身体障害者等が、市内又は本市周辺市町村の医療機関への輸送サービスとして利用されている。</p> <p>②路線バスが運行していない地区も多いほか、路線バスの便数が少ないため利用しづらい場合もあるため、町内の移動手段として住民バスを運行している。</p> |
| 成果 | <p>①外出支援事業については、月平均160回以上の利用があり、交通機関の利用困難な山間部の高齢者等の移動手段となっている。また、福祉有償運送についても月平均80回以上の利用があり、町外の専門的な医療機関を受診する利用者の移動手段となっていることから、いずれも利用者にとって必要不可欠な支援事業となっている。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | |
| 今後の方針 | 引き続き各行政局における医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 4. 雇用・就労支援体制の整備 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 高齢者や障害者の就労支援の推進 | ページ | 114 | 4 |

1 事業の概要

高齢者や障害者の就労を支援していくため、シルバー人材センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労支援体制の構築に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>①高齢者の就労対策として、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付し、高齢者の社会参加を図る。</p> <p>②シルバー人材センターが行う訪問型生活支援サービスに従事する、既定の研修を修了した者やホームヘルパーの資格を有する者に対し、シルバー人材センターに登録する際の年会費等を初年度のみ助成する。</p> |
| 成果 | <p>①シルバー人材センターへの登録者数 令和2年度309人、令和3年度357人、令和4年度361人</p> <p>②助成対象者数 令和2年度4人、令和3年度2人、令和4年度2人</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>①登録者数について、わずかではあるが増加していることから、今後も継続してシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の就労支援体制構築に務める。</p> <p>②研修修了、ホームヘルパー資格を有していてもシルバー人材センターへ登録する者が減ってきていることから、事業の周知を徹底していく。</p> |
| 今後の方針 | <p>①今後も継続してシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の就労支援体制構築に務める。</p> <p>②年会費等助成事業の周知徹底していく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 4. 雇用・就労支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (1) 高齢者や障害者の就労支援の推進 | ページ | 114 | 4 |

1 事業の概要

高齢者や障害者の就労を支援していくため、シルバー人材センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労支援体制の構築に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の就労支援については、障害福祉サービスを利用する方に対し、障害福祉室で申請者の調査を実施しニーズを把握するとともに利用者の適正に応じたサービスの支給決定を行っている。 ● ハローワークとの連携については、障害福祉サービスで就労継続支援A型を利用される方やハローワークの障害者雇用を利用される方について、ハローワークの助成金の関係で情報交換を行うことが多く、必要に応じて連携している。 ● 障害者・就業生活支援センターについては、運営費の市町村補助を関係市町で行うとともに、協議の場で情報交換したり、障害福祉サービスを利用しない方で同センターの利用が望ましい方にセンターの案内をするなど必要に応じて連携、情報共有している。 ● 自立支援協議会の就労部会の取組で、新庁舎におけるカフェ物販販売についての協議を実施した。 ● 障害者の福祉サービス事業所における優先調達について、基幹相談センター「にしむろ」がとりまとめを行い事業所への発注等の調整をおこなった。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者のニーズに応じた支援ができた。 ● ニーズの違いにより、関係機関と連携してより効果的な対応が出来た。 ● 優先調達については、事業所の工賃向上や作業の確保につながった。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が同じ障害者であっても、それぞれの用途に応じ利用する制度が異なるため、障害者のニーズを正確に汲み取り、関係機関が連携して支援していく必要がある。 ● 3者（市、ハローワーク、障害者・就業生活支援センター）は、それぞれ必要に応じ個別に協議しているが、3者が一同に集う場がないため今後情報共有として協議する場面を作る必要がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、関係機関との連携を密にし障害者のニーズに対応できるよう就労支援に取り組んでいく。 ● 必要に応じ、一次相談として障害児者相談センター「にじのわ」につなぎ、本人のニーズを正確に把握するとともに、関係機関が情報を共有しつつ連携を図っていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 4. 雇用・就労支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (3) 福祉施設への優先発注の推進 | ページ | 114 | 4 |

1 事業の概要

地方自治法施行令では、市が福祉施設等との間で随意契約のできる範囲が、物品の買入だけでなく役務の提供についても含まれていることから、就労継続支援事業所などに通う障害者の作業賃金の向上を図るため、この制度の活用を図ります。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成25年4月1日に施行されたことから、「田辺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」を平成26年度に作成し、前年度の発注実績を上回ることを目標に取り組んでいる。</p> <p>また、発注の依頼を受ける障害者就労施設等の窓口として、西牟婁圏域自立支援協議会就労部会を位置付け、受注に取り組んでいる。</p> |
| 成果 | <p>令和4年度の調達実績は、現時点では年度途中であるため不明であるが、令和3年度の調達実績は3,510万4,171円で、目標値の94.4%であった。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>障害者就労施設等が自治体や事業所から必要とされる物品の確保（数量と品質）や役務の提供ができるのかが課題である。</p> |
| 今後の方針 | <p>西牟婁自立支援協議会就労部会において受注可能な商品や役務の一覧表を整備するなどして、円滑な受注体制を整える。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 4. 雇用・就労支援体制の整備 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (4) 農福連携・六次産業化の推進 | ページ | 114 | 4 |

1 事業の概要

本市では、障害者が農作業の体験をできる就労継続支援事業所を中心に、多様な形態での農福連携が行われていますが、障害者の就労支援を行うには、障害に対する正しい理解を得るとともに、本人の特性及び意向を尊重した就労内容の検討が大切であることから、引き続き、障害特性等を踏まえた就労を支援できる取組を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 就労継続支援事業を実施している複数の事業所で、直接農業を実施し販路開拓、売り上げ向上につながっている。 ● 梅の加工販売（二次加工）に取り組むことで、より付加価値をつけて収入が増加するように事業所が努力している。 ● 和歌山県が令和3年度から実施している農福連携により、梅の作業を受託する事業所が増えるなど農福連携が進んでいる。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農作業の担い手不足が解消されるとともに、障害者理解の普及と障害者の工賃向上に繋がるとともに、障害者の生きがいづくりの一つとなった。 ● 昨年度から和歌山県が農福連携事業を実施していることもあり、各種広報等や新聞に掲載されることで広く認知された。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農作業のマッチングをスムーズに行うことで、効率的な農家のニーズの把握を図る必要がある。 ● 障害者の工賃向上につながるよう作業受託料の向上と地域農業全般の活性化に伴う作業ニーズの増加 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、就労継続支援事業所の支援を行う。 ● 農福連携における情報提供を行う。 ● 和歌山県が実施する農福連携事業において、次年度以降マッチングフォームを利用した申込の簡素化により、より事業所への作業受託を増やす。 ● 農業担当課と連携することで、より効率的な作業受委託を進める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 5. 権利擁護の仕組みづくり | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進 | ページ | 115 | 4 |

1 事業の概要

福祉サービスの利用契約化が進められている状況や、障害者や高齢者が悪質商法等の被害に遭っている現状を踏まえ、本制度の周知を図るとともに、利用を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 判断能力に不安のある高齢者・障害者等を対象に、福祉サービスの利用支援を行っている。 |
| 成果 | 権利擁護体制の構築に積極的な対応が求められる中、令和2年4月から、成年後見に係る関係機関の中核となる「権利擁護センターたなべ」の運営を受託し、従来から実施している福祉サービス利用援助事業と法人後見事業と併せて、権利擁護に関する総合相談及び成年後見制度の利用支援を行っている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用援助事業が関係機関に周知され、利用者が増加する一方、それを受け入れる人員が不足している。 ●福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への円滑な移行ができていない。 |
| 今後の方針 | 高齢者や障害者等、誰もが安心して相談できる体制づくりとして、中核機関となる「権利擁護センターたなべ」と連携を図りながら、引き続き、判断能力に不安のある高齢者・障害者等を対象に、福祉サービスの利用支援を行っている。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 5. 権利擁護の仕組みづくり | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 成年後見制度の利用促進 | ページ | 115 | 4 |

1 事業の概要

権利擁護センターたなべを中心として制度の普及啓発活動に取り組むとともに、制度利用にかかる相談や紹介、利用支援に努めるほか、必要に応じて市長による成年後見人等の選任の申立ての実施、法人後見の活用や後見人等への相談支援、市民後見人の養成についての検討など、相談・支援体制の強化を図ります。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援が必要なケースについて多機関検討会議を実施し、成年後見制度利用検討会議の助言を得て、制度利用の可否や支援方法の検討、必要に応じて市長申立てを行った。 ● 福祉サービス利用援助事業の利用者で判断能力が著しく低下している利用者については、成年後見制度への移行支援を行った。 ● 法人後見を行っている事業所の個別ケースについて相談助言を行った。 ● 高齢者あんしん生活支援事業について、利用者の増加を図ることを目的に、事業の対象者に係る資力基準を緩和するなどの要綱改正を行った。 ● 法人後見制度利用促進事業実施要綱の改正を行い、権利擁護センターたなべにおいて、令和4年4月1日から障害分野についても対象とした。また、令和4年10月1日に、第4次地域福祉計画に基づき、「権利擁護センターたなべ」を成年後見制度利用促進法に基づく、中核機関として位置付けた。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度などの権利擁護支援が必要な対象者に対し、適切な支援が行われるよう支援を行うことができた。 <p>多機関検討会議7回、成年後見制度利用検討会議6回、市長申立3件、専門家紹介3件、申立支援3件、福祉サービス利用援助事業の移行支援3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者あんしん生活支援事業については、改正要綱に基づき1名の利用者と契約することができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 担い手の育成（法人後見、市民後見人など支援者の養成）、高齢者あんしん生活支援事業について現在契約者が2名となっている。 |
| 今後の方針 | 権利擁護支援が必要な対象者に対し、適切な支援内容の検討を行うため、必要に応じ、司法・福祉等専門的な観点から多角的に行われるような体制づくりを検討する。担い手の育成については、県が示す市民後見人、法人後見実施団体の育成方針を確認し、県と連携し担い手の育成について協議を重ねる。高齢者あんしん生活支援事業についても、利用しやすい事業となるようさらに検討を重ねる。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 5. 権利擁護の仕組みづくり | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 成年後見制度の利用促進 | ページ | 115 | 4 |

1 事業の概要

権利擁護センターたなべを中心として制度の普及啓発活動に取り組むとともに、制度利用にかかる相談や紹介、利用支援に努めるほか、必要に応じて市長による成年後見人等の選任の申立ての実施、法人後見の活用や後見人等への相談支援、市民後見人の養成についての検討など、相談・支援体制の強化を図ります。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度に成年後見制度利用支援・法人後見制度利用促進事業実施要綱を制定し、成年後見制度の普及啓発等において「権利擁護センター」で障害分野も対象として追加された。 ● 委託先【田辺市社会福祉協議会（権利擁護センターたなべ）】と委託契約を締結した。委託料は4,800千円で、内訳は、人件費：3,548千円、事務費：752千円、事業費：500千円 ● 制度の理解と利用の促進、関係機関との連携や権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの構築のため、令和4年10月1日に、「権利擁護センターたなべ」を成年後見制度利用促進中核機関として位置付けた。 ● 障害分野も含めた啓発パンフレットの作成と設置 ● 成年後見制度について、法人後見にかかる研修会を開催 ● ホームページへの掲載やFacebook等SNSへの掲載 ● 月1回権利擁護センター会議の開催 ● 年2回あんしんネットワーク協議会の開催 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害分野が対象となった事により、対象者の範囲が増え、より成年後見制度の普及啓発に取り組みやすくなった。 ● 一次相談を障害児者相談センターや障害福祉室が担い、より専門的な相談を行うための二次相談機関を権利擁護センターとすることで、相談機能が強化された。 ● 検討会議を行う事で、制度の利用可否や支援の方法等を検討する事ができている。 ● 研修会の開催やパンフレットを作成した事で、制度の理解や普及啓発、また利用の促進につながった。 ● 協議会の開催において、地域課題や地域における必要な社会資源の抽出を行うことができる。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 後見人等、担い手が不足している。 ● 制度の内容が複雑であり、市民の方々への理解や普及啓発等、周知が不十分である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受任者調整等の支援強化、また法人後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）等の担い手の育成活動の促進が必要である。 ● 今後、市民の方々や様々な分野において、成年後見制度の周知及び啓発活動、または研修会等の開催を行う。 ● パンフレット設置個所を増やす。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 5. 権利擁護の仕組みづくり | 担当課 | 自治振興課 | 評価 |
| 小項目 | (3) 悪質商法の防止と救済 | ページ | 115 | 4 |

1 事業の概要

被害を未然に防ぐため、地域において啓発講座や学習会を開催するなどの被害防止に向けた活動を推進します。また、消費者トラブルの解決を図るため、消費生活相談員による消費生活相談窓口を設置し、助言やあっせんを行います。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談員による相談窓口を設置し、助言やあっせんを行った。 ● 町内会や老人クラブ等の各種団体を対象に、消費者啓発講座を開催した。 ● 市内スーパーや商工フェア等のイベント会場で啓発チラシと啓発物品を配布した。 ● 在宅介護支援センターによる高齢者訪問の際に、注意喚起チラシと啓発物品を配布した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談件数 209件（令和4.12月末現在） ● 啓発講座実施回数 4回（令和4.12月末現在） |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 詐欺や悪質商法の手口は、社会情勢の変化に応じて巧妙化・多様化しているため、最新の情報を提供する必要がある。 ● 認知症等により判断力が十分でない方の消費者被害の予防や早期発見のため、地域での見守り活動が重要である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 啓発講座や街頭啓発、広報紙、ホームページ等、啓発や広報を継続していく。 ● 地域包括支援センターや市民生児童委員協議会、見守り活動を行っている団体に対し、気づきのポイントや相談窓口について情報提供する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 龍神行政局 | 評価 |
| 小項目 | (1) 集落支援員制度の充実 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●訪問活動→村内7地区の一人暮らしの高齢者宅を月に1回程度訪問して、住民への声掛けや軽作業のお手伝いなど住民個々の状況にあった対応を行っている。また、行政から送付される文書や困りごとの相談などを聞き取り、行政機関へ伝達するなどの橋渡しの役割も担っている。 ●生活道路の巡視→大雨、台風後に地域の生活道路等の巡回調査を行う。また、必要に応じて生活道路等の整備作業の応援を行う。 ●関連事業→地域関連イベントへの参加応援など。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援員が訪問し高齢者の方と接する機会をもつことで、高齢者の不安や困りごとを取り除く支援ができています。 ●生活道路等の整備作業の支援を行うことで、高齢者が地域で安心して生活できるよう手助けができています。 ●地域関連イベントへの参加応援などを行うことによって、地域おこし、地域活性化の支援につながっている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●集落内の人口減少や高齢化が進んで今以上に限界集落が増えてくることが予想され、各集落では、自治機能が低下し集落の維持や集落間の相互支援が出来なくなるおそれがある。 ●集落内に居住する高齢者はもとより、壮年世代の住民でも生活に困る状況が出てくるなど、今後、集落支援員が必要とされる場面が増加し、支援内容も広範囲に及ぶ事が予想される。 |
| 今後の方針 | <p>現行の集落支援員3人体制では、今後、支援員の需要の高まりに対応することが出来なくなり、支援内容の質の低下をまねくことになるため、集落支援員を増員し体制強化を図る必要がある。状況を注視しつつ、関係部署に働きかける必要がある。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 中辺路行政局 | 評価 |
| 小項目 | (1) 集落支援員制度の充実 | ページ | 116 | 3 |

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 1. 限界集落訪問活動 限界集落内の主に独居高齢者宅を訪問し、声掛けを行いながら安否確認等の実施した。対象者30名に対し、週2回の訪問を行った。 |
| | 2. 行政情報の伝達 文書配布や行政無線では伝わりにくい情報や依頼等の内容を、担当課（者）に代わり個別に連絡や依頼等を実施した。顔見知りの支援員が説明等を行うことにより、高齢者の方が安心できる対応を行った。 |
| 成果 | 令和2年度 訪問戸数 延べ3,014件 令和3年度 訪問戸数 延べ2,752件 令和4年度 訪問戸数 延べ1,962件（R4年4月～R4年12月） |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●市は、限界集落対策として平成21年度から「元気かい！集落応援プログラム」により集落の維持活性化に努めているが、進む高齢化及び人口減少から、現状では集落の社会的共同生活の維持すら困難になってきており、一歩進んだ集落再生に向けた施策の展開が喫緊の課題である。 ●集落支援員の活用の課題としては、限界集落では無い地域（高齢化率50%未満）の独居高齢者のケアが出来ていない。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●集落支援員が個別訪問等で得た個々の情報を、住民福祉課や中辺路包括支援センターと共有することで、医療・介護・生活支援等のサポートにつなげていく。 ●単に高齢化率だけで支援する地域としない地域を分けるのではなく、非限界集落についても地理的状況や周辺環境等を考慮しながら、支援できる環境を整えていけるよう関係課と協議していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 大塔行政局 | 評価 |
| 小項目 | (1) 集落支援員制度の充実 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●【訪問活動】⇒基本的に月1回の訪問。選定及び回数は支援員、原課間協議で判断し訪問。対象約150軒（富里地区約80軒、三川地区約70軒）。特に心配な案件は訪問（安否確認）回数を増やした。 ●【生活道路巡回、集落住民の作業補助】⇒道路等の安全確認と異常の発生を報告した。軽易な落石・倒木・側溝土砂を撤去した。限界集落内の沿線草刈り作業、集落内小規模水元の清掃を支援した。 ●【ふるさとセンター大塔（道の駅）への品物集配】⇒ふるさとセンター大塔（道の駅）へ三川地区会員の農産物等を集配した（毎週金曜日）。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●【訪問活動】・・・1対1（支援員2名の場合もあり）訪問のみならず、住民複数と対話する機会もあり、集落であらたな取組の一助となるケースあり。（例：集落でのラジオ体操、区内共同作業の提起等） ●【生活道路巡回（軽易な整備）、集落住民の作業補助】・・・汚損や損壊を放置せず、現地画像により状況を産業建設課（その他所管課）へ即日報告。事故防止に繋がっている。集落支援による美化の一助。 ●【ふるさとセンター大塔（道の駅）への品物集配】・・・地区の産品を「道の駅」にて販売することにより広くアピール。物販事業にも貢献している。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢化が一層進み、単身世帯が増え、訪問を望む方や、区長・近隣から心配な世帯についての相談が増えている。今まで（各々で）出来た事ができなくなり、集落の軽易な作業でも支援を望まれる方が多い。 ●人的な要望の線引きが分かり難い（民業圧迫の懸念）。集落内の他部署所管施設の保守作業を、支援員に直接依頼されるケースも多い（例：廃校舎のグラウンドや国/県道沿線の草刈り整備等）。 ●水道設備において市所管でない施設（区や班、個人の設備）の自己管理が限界を超えた箇所が増え、水元の位置（山腹など）が第三者には把握が困難。整備支援等、今後かなり不安である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●集落支援員（産業建設課）間の情報共有はもちろん、他部署との情報共有の機会も維持することとし、同一箇所への支援重複や、未支援箇所が発生しないよう努める。 ●訪問活動を軸に、集落内の市所管道路や施設に関する状況を的確に把握し、異常を認めれば担当部署に速やかに報告し事故を未然に防止する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 本宮行政局 | 評価 |
| 小項目 | (1) 集落支援員制度の充実 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

各行政局に3人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>①高齢者のみが住む集落の世帯約100世帯を訪問し、住民への声掛けによる安否確認を行うとともに相談や心配事などの聞き取りを実施した。</p> <p>②移住者等の定住促進を図るため、地域住民に情報提供をお願いして空き家の掘り起こしを実施し、12戸を空き家として登録し移住希望者に情報提供を行っている。</p> <p>③四村川地区で毎週土曜日に開催している朝市を中心として、地域の活性化に向け生産者の生産意欲の向上を図るため後方支援を実施した。</p> |
| 成果 | <p>①住民に声掛けを行いながら行政機関とのパイプ役として活動することにより、高齢者が少しでも安心して生活できるよう配慮し、行政と住民との距離が広がらないような対策が出来ている。</p> <p>②令和4年度においては登録戸数12戸に対し3戸の居住に留まってはいるが、令和3年度においては登録戸数が16戸のうち9戸に入居者が居住しており、明らかに定住促進に対する成果が見られる。</p> <p>③毎週土曜日に開催される朝市には平均10世帯の生産者が出荷しており、令和4年度の売上額は月額平均15万4,000円に達している。高齢化や鳥獣害により生産意欲が低下してきていた生産者の生きがいづくりに成果が見られる。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>人口の減少に加え高齢化率が50%を超え、集落の自治力が低下しつつある中、加えてコロナ禍の影響により、地域の伝統行事や祭典が出来ないなど自治会活動にも支障が生じてきているため、集落の活性化に向けた更なる支援・取組が必要である。</p> |
| 今後の方針 | <p>地域住民の声を幅広く吸い上げ、住民と共に生きがいの感じる暮らしやすいまちづくりに向け、集落活性化に取り組んでいく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 龍神行政局 | 評価 |
| 小項目 | (2) 買い物支援等の取組の推進 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

集落支援員による地域の実情に合った活動を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 龍神地区では、地域の商店が住民の注文を受けて商品を配達するサービスを行っていたが、令和4年9月でそのサービスを終了することとなった。 ● 行政局では、部課長会を開いて、買い物支援サービスの現状と今後行政としてどのような支援体制がとれるかなど、課題の共有と対応検討を行った。 |
| 成果 | 行政局内の買い物支援サービスの現状把握と情報の共有を図ることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● サービスが終了した地域住民から、現時点で、要望等何も出てきていない。 ● 集落支援員が月1回程度の訪問を行っている中、買い物支援策に結び付けていくのは難しい状況がある。 ● 現在、民間の移動販売が小家～湯ノ又まで販売事業をおこなっているなかで民間の移動販売車との連携が必要である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● ネット販売など色々な購買手段があるなか、地域住民として何が必要か、そのあたりの見極めが必要である。 ● 集落支援員が買い物支援を行うには、訪問回数や代金の取扱いの事もハードルが高いように思われる。 ● 現在、民間の移動販売は、下流は龍神村小家地区から上流は湯ノ又地区まで事業を展開している。地域でまとまって購買者を確保できれば、販売事業者も販路拡大の検討が出来るかもしれないので、地域からそのような要望があれば、業者との橋渡しや後押しをする必要がある。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------|----|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | 中辺路行政局 | 評価 |
| 小項目 | (2) 買い物支援等の取組の推進 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

集落支援員による地域の実情に合った活動を推進します。

2 取組及びその成果

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|----------------------------|-------|-------------|-------|------|--------|--------------|-------|------|--------|----------------------------|
| 取組 | 平成23年10月から商工会と連携し買い物支援事業（集落支援員が個別訪問時に買い物の注文を受け、翌週に各商店から買い付けた商品を訪問時に届ける。）を実施している。限界集落に住む独居老人（対象者30名）に対し、週2回行う訪問の際、希望者に対し買い物支援を行った。 | | | | | | | | | | | | |
| 成果 | <table border="0"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>支援戸数</td> <td>延べ94件</td> <td>利用金額97,552円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>支援戸数</td> <td>延べ152件</td> <td>利用金額198,365円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>支援戸数</td> <td>延べ100件</td> <td>利用金額115,511円（R4年4月～R4年12月）</td> </tr> </table> | 令和2年度 | 支援戸数 | 延べ94件 | 利用金額97,552円 | 令和3年度 | 支援戸数 | 延べ152件 | 利用金額198,365円 | 令和4年度 | 支援戸数 | 延べ100件 | 利用金額115,511円（R4年4月～R4年12月） |
| 令和2年度 | 支援戸数 | 延べ94件 | 利用金額97,552円 | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 支援戸数 | 延べ152件 | 利用金額198,365円 | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 支援戸数 | 延べ100件 | 利用金額115,511円（R4年4月～R4年12月） | | | | | | | | | | |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●注文を受けてから翌週に配達をするため、急なニーズには対応できない。 ●平成29年度からJAの移動販売が始まって以降は取扱い量が減っている。 |
| 今後の方針 | ニーズがあるうちは現状の取組を継続しつつ、JAの移動販売の動向を注視して行く。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第3節 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化 | | | |
| 項目 | 6. 地域活性化（地方創生） | 担当課 | たなべ営業室 | 評価 |
| 小項目 | (3) 地域おこし協力隊の導入 | ページ | 116 | 4 |

1 事業の概要

地域おこし協力隊（持続可能な地域づくりに向け、人口減少や高齢化が進む地域に都市部の人材を配置し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組）の活用事業を募った上で、隊員を派遣し、地域活性化に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 龍神地域と上芳養地区において、令和3年度採用の隊員2名が引き続き持続可能な地域づくりを目指して、受入団体や地域の皆さんと共に日々活動を行った。 【田辺地域】受入団体：株式会社日向屋、隊員：田中和広（大阪府泉南市）→農業技術の習得と向上、ツアー等による地域の認知度向上、地域に根付くような企画やイベントの実施による魅力ある地域づくり等 【龍神地域】受入団体：株式会社龍神村、隊員：手塚聖香（千葉県船橋市）→ツアーの企画、龍の造形大賞・龍ミュージアムの展示・運営、龍神地域内の各種コンテンツ活用及び情報発信等 ● 令和5年度の受入団体・隊員を募集した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度の活動概要 【田中隊員】農作業を通して技術の取得・向上。地元産品を使った商品開発。催事やライブコマース（インターネット等でのライブ動画の配信による商品の紹介・販売）出店によるPR・販路拡大。農業くらし体験の受入れ。ことらぼ・熊野リボーンプロジェクト・神島塾の講師等。 【手塚隊員】龍神村ドラゴンミュージアム・ドラゴンパーク開館・運営。龍の造形大賞作品展示。居場所づくり体験事業「龍のぼり」塗り絵講師。クリスマスコンサート企画。ヨガ教室講師等。 ● 令和5年度の受入団体募集に対して2団体から応募があり、紀州ジビエ生産販売事業組合を選定。隊員募集に対して6人の応募があり、1名（奈良市）を候補者に選定した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度に行った令和4年度採用の隊員募集では、受入団体と応募者とのマッチングがうまくいかずに2名の応募者に対して採用者が0名であった。 ● 地域おこし協力隊制度の運用は、それぞれの地域特性に応じた取組が重要であり、定型化、業務化されたものではないため、地域や隊員、行政にとってもより良いあり方、地域おこし活動を模索している状況にある。本制度に取り組む団体や隊員数は全国的に年々増加しており、これまでの取組の検証や全国の事例を研究し、隊員が「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を目的とした本制度を最大限に有効活用できるよう、令和6年度以降の事業のあり方や見直しに向けて検討が必要である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊制度は、隊員との協働による、地域が主体となった持続可能な地域づくりの醸成とその地域への新たな人の流れを創出することが目的であり、今後においても引き続き隊員・地域・行政の連絡を密にして意思疎通や調整、連携を図っていく。 ● 3年後の隊員の定着・定住に向けての活動フォローについて、県の隊員研修や協力隊ネットワーク組織を活用するとともに、隊員向け起業補助金、空き家活用補助金等の支援制度の充実を図り、地域とともに支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第4節 成年後見制度の利用促進～田辺市成年後見制度利用促進基本計画～ | | | |
| 項目 | 3 具体的な取組 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 制度に対する関心を高め、制度の理解（周知）と利用しやすい環境づくり | ページ | 122 | 4 |

1 事業の概要

制度の周知・啓発、相談窓口の設置・相談機能の強化、制度の適正な利用と利用支援、制度運用に必要な人材の養成を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護センターたなべを田辺市社協に委託しており、成年後見制度の相談対応を行っている。権利擁護センターについては、令和3年度までは、高齢者のみを対象としていたが、令和4年4月から新たに障害者も対象とし、制度の利用促進を図る体制を整えることができた。 ● 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、関係機関に配布して制度の普及啓発を行った。また、事業所を訪問し制度の説明を行ったほか、福祉サービス事業に従事する職員向けの成年後見制度に関する研修会を開催した。 |
| 成果 | <p>今年度から障害者分野の相談体制が整備できたことにより、対象者を限定することなく、成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応や普及啓発の体制を整備することができた。</p> <p>「権利擁護センターたなべ」、新規相談106件（令和4年12月末まで）、「いおり」への出張相談「みまもルール」6回、普及啓発講座6回、関係事業所での事業説明、15法人、18事業所。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 普及啓発活動は行っているものの、成年後見制度の市民の認知度は低いと思われる。判断能力が低下する前から、任意後見制度や遺言書の作成など幅広い制度利用の検討ができるような普及啓発が必要である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口等に対し、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを伝える。 ● 判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、補助、保佐、任意後見の制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達すると同時に、成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第4節 成年後見制度の利用促進～田辺市成年後見制度利用促進基本計画～ | | | |
| 項目 | 3 具体的な取組 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり | ページ | 124 | 4 |

1 事業の概要

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置と運営を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年10月1日から成年後見制度利用推進機関である権「利擁護センターたなべ」を、成年後見制度の「広報」、「相談」、「利用促進」、「後見人支援」の機能を果たすための中核機関として位置付けた。 ●成年後見制度の利用促進に関する関係団体及び機関の相互連携や地域課題の検討、調整、解決等に関する協議、支援を行う協議体「田辺市成年後見制度利用促進あんしんネットワーク協議会」を設置し、年2回開催している。 |
| 成果 | <p>「権利擁護センターたなべ」を中核機関として位置付けることで、センター機能が明確化され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担うことができた。また、あんしんネットワーク協議会を開催することで、関係機関と顔と顔の繋がる関係作りができ、各機関がもつ課題を共有する機会となった。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●「権利擁護センターたなべ」を中核機関と位置付けたことがまだまだ周知されていない。また、後見人支援や協議会の開催など、複数の市町が協力することが望ましい機能については、広域で実施するなど柔軟な体制を検討する必要がある。 ●あんしんネットワーク協議会では、各々の課題を知る機会にはなったが、課題解決にむけて構成員が主体的に参画することができていない。 |
| 今後の方針 | <p>地域が抱える問題に対し法律、福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、今後も関係機関、団体との連携に努める。個別課題から地域課題を吸い上げ、安心して暮らし続ける権利擁護体制の構築に努める。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 1. 啓発活動の推進 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 126 | 4 |

1 事業の概要

地域で生じている課題やボランティア活動の紹介なども含め、地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 介護予防教室やふれあいいいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動を行っている。 |
| 成果 | 小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化を推進している。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら、媒体ごとにわかりやすさを心掛けているが、必要な情報が伝わっているかを把握することが難しい。 |
| 今後の方針 | 高齢になれば、広報紙やテレビ、ラジオ、インターネットなどの媒体よりも、直接的に人を介して情報を入手することが求められるため、「あんしんネットワーク」活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会の場が持てるよう引き続き支援していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 2. 福祉教育の推進 | 担当課 | 学校教育課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 学校における福祉教育の推進 | ページ | 126 | 4 |

1 事業の概要

市内小中学校では、福祉学習の一環として、社協と連携し、福祉教育・ボランティア学習出張講座を実施し、障害者に関する合理的配慮等、各種障害への理解を進めており、今後は、やすらぎ対策課が実施している「認知症サポーター養成講座」を広く周知し、認知症理解の推進に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●「ふくしのおはなし」として、福祉とは何かについて学び考える学習⇒小学校6校、中学校1校 ●高齢者の理解⇒小学校10校、中学校3校 視覚障害への理解⇒小学校17校、中学校1校 ●聴覚障害への理解⇒小学校13校、中学校5校 肢体障害への理解⇒小学校8校、中学校1校 ●知的・発達障害への理解⇒小学校3校、中学校2校 ●福祉の仕事について⇒小学校1校 <p>これらの福祉に関わる学習は、各1時間もしくは2時間の枠で、講義、講話、体験等を行うことで理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「認知症サポーター養成講座」⇒小学校7校、中学校4校 <p>1時間の枠で認知症に対する正しい理解等についての理解を深める。</p> |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉学習は、各校において総合的な学習の時間等に位置付け、教科横断的な学習を展開している。福祉教育の導入段階では、社会福祉協議会担当からの話により、福祉について理解する第一歩として、児童生徒の理解につながっている。 ●様々な立場の方の障害や生活を知ること、児童生徒の視野が広がり、自分の生活と置き換えて考えたり、普通に生活していることの意味やそれぞれの立場の苦勞を深く考えたりすることができている。更に、障害のある方の生の声を聞くことで、生活での苦勞を知る一方で、考え方を理解し、気持ちや思いに触れ、自分たちにできることは何か、誰もが暮らしやすい社会とは何かなど、自分事として捉えた学習となっており、引き続き、社協・やすらぎ対策課との連携をとり、児童生徒の福祉学習の充実を図ることができるよう努めていきたい。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>コロナ禍の影響で、福祉学習の形態が、講話型での実施となった学校が多く、例年通りの形で「車いす体験」・「アイマスク体験」などの体験を行うことはできなかった。車いすや装具等の貸し出しによる対応も図ったが、比較的人数が多い学校はコロナ禍前のような体験を入れられず、それぞれの学校の計画による体験学習実施となっている。また、コロナ禍以前に比べて、体験学習等の社協との連携による取組を実施している学校数が減っているため、出張講座、養成講座の活用についての啓発を今後も進めていく必要がある。</p> |
| 今後の方針 | <p>学校と社協との連携による福祉学習については、引き続き多くの学校で展開できるように進めていきたい。また学校においては、更に福祉教育の理解が深まるよう、福祉学習を各教科との横断的学習として計画し、体験型の学習を多く取り入れられるよう取り組む。また、認知症サポーター養成講座についても、実施している学校が増えてきているため、体験的な学習を取り入れることで、高齢者福祉に関わる理解についてもより深まるように継続的に進めたい。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 2. 福祉教育の推進 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) 学校における福祉教育の推進 | ページ | 126 | 4 |

1 事業の概要

市内小中学校では、福祉学習の一環として、社協と連携し、福祉教育・ボランティア学習出張講座を実施し、障害者に関する合理的配慮等、各種障害への理解を進めており、今後は、やすらぎ対策課が実施している「認知症サポーター養成講座」を広く周知し、認知症理解の推進に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●学社融合の推進と福祉教育の充実を目的として、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に、地域づくり活動や高齢者・障害者との交流、助成金を使っての子どものボランティアを推進する事業を展開している。 ●環境美化活動や収集・募金活動など、一般のボランティアへ積極的に参加している。 ●毎年、市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に、学校教育課・社会福祉協議会の共催で研修会を実施している。学校教育課からは、市の福祉教育の現状及び福祉教育の位置付け、今後の学校での福祉教育の充実に向けてのポイントについて説明を行っている。また、社協からは、「福祉教育・ボランティア学習出張講座」の紹介とともに、「社会福祉協議会がすすめる福祉教育」についての実践報告を行っている。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●学社融合の視点で福祉教育を推進し、単発の取組で終わらないよう教職員の意識を高める。 ●現在の各学校の取組も活性化しているが、キャリア教育の視点で福祉教育を推進し、学校の教育活動全体の中に効果的に位置付けていくことも考えられる。 ●総合学習のカリキュラムが福祉教育に位置付けられて、総合学習＝社会福祉協議会がすすめる福祉教育となり教育の一翼を担っている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 毎年、市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に研修会を実施しているが、形骸化している傾向がある。 |
| 今後の方針 | 社協と関係課等が連携を図り、引き続き、各校の福祉教育の更なる充実のための指導・支援に努めていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 2. 福祉教育の推進 | 担当課 | 生涯学習課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 地域を拠点とした福祉教育の推進 | ページ | 126 | 4 |

1 事業の概要

公民館を中心に、障害者や認知症の理解を深めるための学習会等を実施することで、地域住民が集い、話し合う中で、地域の問題に気づき、課題を共有する場を持つことができるよう取り組んでいます。今後も様々な分野における福祉教育を実施していくとともに、ミニ懇談会やふれあいサロンなども活用しながら、住みよいまちづくりのための取組を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 女性会による女性の地位向上、社会福祉の増進に係る各種事業の実施 ● 各地区公民館における高齢者の生きがいづくり、健康増進のための教室、サークル活動及び体育・文化事業の実施 ● 各地区公民館で認知症や障害者などの理解を深めるための学習会（人権学習会）の実施 ● 知的障害者対象事業（スプリングコンサート、クリスマスコンサート）の実施 ● 家庭教育支援講座（「乳幼児期の子どもへの関わり」、「心をほっこりさせる絵本の読み聞かせ」）の実施 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の生きがいづくり、健康増進につながる場を提供することができた。 ● 地域住民に認知症や障害者の理解を深めることができた。 ● 障害のある方や子育て中の方に交流の場を提供することができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における様々な福祉課題の共有。 ● 生きがいづくりや健康増進などに係るニーズの把握。 ● 事業への参加者が固定化。 ● コロナ禍による学習機会の減少。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題、ニーズに即したテーマを設定し、より多くの方々に参加してもらえるように努める。 ● 様々な分野における福祉教育を実施することで、地域住民の理解や関心、意識の向上に努める。 ● 参加者を増やすため、公民館報や公民館LINEの有効活用など、広報活動の充実に努める。 ● より活動に参加しやすくなるよう、開催方法などの充実に努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 2. 福祉教育の推進 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (3) 市役所庁内における取組 | ページ | 126 | 3 |

1 事業の概要

平成30年に「障害者差別解消法に関する職員対応要領」を制定し、全職員を対象とした障害者差別解消法に関する研修を開催したほか、令和3年には、令和元年度以降の新規採用職員に対して県のあいサポーター研修を開催しました。今後も、全ての職員が障害者に対し、合理的配慮を行い、市民サービスの向上につながるような取組を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | 令和4年8月に会計年度任用職員を対象とした、あいサポート研修（職員研修）を開催することとし、準備を完了していたが、コロナ禍の影響により、令和4年度の開催は中止した。 |
| 成果 | |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 特になし。 |
| 今後の方針 | コロナの扱いが5類感染症となる議論がされていることから、令和5年度以降は会計年度任用職員、令和4年度及び5年度採用職員を対象として通常どおり職員研修を開催する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 3. ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO活動 支援体制の整備 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | (1) ボランティアセンターの機能強化と支援 | ページ | 127 | 4 |

1 事業の概要

ボランティアセンター（ボランティア活動に関心のある住民の相談窓口・情報提供窓口であるとともに、ボランティアの手助けを必要とする住民や団体とボランティアとをつなぐ役割を担っており、入門講座や専門的な講座などを実施しています。）を、住民にとってより活用しやすくするために、広報誌やインターネット、SNSなど様々な媒体による情報提供に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●社協は、田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮の各地区事務所をボランティアセンターの拠点として位置付け、ボランティアに関する相談やマッチング、活動支援を行っている。 ●ボランティアセンターを、住民にとってより利用しやすくするため、広報誌「福祉日和」や社協ホームページ、SNS等様々な媒体による情報発信を行っている。 ●ボランティアを育成する役割として、入門講座（ほっと講座）や専門的な講座（シニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾）等を開催している。 |
| 成果 | ボランティア参加の現状として、学校との連携により中高生のボランティア体験希望者が一定数確保されている。また、シニアについては上記の各種講座の受講修了者に働きかけ、活動に関わる流れが確立されつつある。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 既存のボランティアグループでは、リーダーやメンバーが高齢化して活動の継続が困難になっている現状がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、ボランティアセンターを住民にとってより利用しやすくするため、広報誌「福祉日和」やホームページ、SNS等様々な媒体による情報発信を行っていく。 ●ボランティアを育成するため、入門講座（ほっと講座）や専門的な講座（シニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾）等を引き続き開催していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 3. ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO活動 支援体制の整備 | 担当課 | 自治振興課 | 評価 |
| 小項目 | (2) 市民活動センターとの連携促進 | ページ | 127 | 4 |

1 事業の概要

市民活動やNPO活動に関する中間支援機関として、相談・情報提供・交流・学習会の開催などの活動を行っている市民活動センターがあり、ボランティアセンターと市民活動センターが双方の役割を明確にしつつ、連携を促進していきます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 市民活動センターにおいて、相談を受けた場合、ボランティアセンターに関わるかどうかを判断し、ボランティアセンターに関わることであれば、連携し引継ぎを行っている。 (随時) |
| 成果 | ボランティアセンターにおいて、どのような成果につながっているかは不明であるが、連携については、特に問題なく行えている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 特になし。 |
| 今後の方針 | 市民活動センターの運営を継続するとともに、引続き、ボランティアセンターとの連携を促進する。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|--------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 4. 様々な世代のボランティア活動等への参加促進 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 127 | 4 |

1 事業の概要

地域における様々な福祉講座を積極的に開催し、民生委員・児童委員等をはじめとする地域の福祉の担い手づくりと社会参画の促進を図ります。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● ホット講座（福祉入門講座）やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾（介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士）を開催し、地域活動の担い手の育成を行っている。 ● 平成27年度の介護保険制度改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設した。平成29年度からは、「ご近所ボランティア講座」を開設することにより、地域の支合いの仕組みづくりとして、新たな人材育成の事業に取り組んでいる。 ● 福祉委員を対象にした研修会（「地域福祉フォーラム」）を年1回開催している。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現に向けた様々な取組や今日的な課題を提起する機会を提供した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「ご近所ボランティア講座」の受講対象者が60歳以上であるため、受講者が増加しないことや、養成後にシルバー人材センターに登録しても、収入に見合う仕事量を確保することができない。 ● 地域福祉フォーラムの参加者は中高年層が多く、若者が参加しやすい内容・広報の工夫が必要である。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、ホット講座（福祉入門講座）やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾（介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士）を開催し、地域活動の担い手の育成を行っていく。 ● 地域の支合いの仕組みづくりとして新たな人材育成の事業に、引き続き取り組んでいく。 ● 引き続き、福祉委員を対象にした研修会（「地域福祉フォーラム」）を年1回開催していく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------------|-----|-------|----------|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組 | 担当課 | 人権推進課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 127 | 5 |

1 事業の概要

地域で様々な課題を抱えている人の存在を認識し、同じ社会の構成員としてお互いの人権を尊重し、支え合うことができるまちづくりを推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、全庁的に人権施策の推進に取り組んだ。また、女性や子ども、障害のある人、高齢者の人権、同和問題など個別の人権課題については、各部署が主体的に取り組み、市民の立場に立った人権施策に取り組んでいる。 ●国や県、市町村などの行政機関だけではなく、市民組織である田辺市人権擁護連盟や関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携を図り、より効果的な施策の推進に努めるとともに、市民にとって最も身近な相談窓口となるように相談・支援体制の充実を図り人権擁護に努めた。 ●各課における人権施策の取組状況については、「田辺市人権教育啓発推進懇話会」において審議のうえ、その結果を市長に報告し、適正な人権施策の推進に取り組んでいる。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会→令和4年11月16日 ●新規採用職員人権研修→令和4年4月4日 新規採用職員31名 ●まちづくり学びあい講座「田辺市人権尊重のまちづくり条例」について <ul style="list-style-type: none"> →令和4年6月20日 男女共同参画推進員7名 →令和4年9月24日 西部民生・児童委員協議会15名 →令和5年1月18日 人権擁護連盟田辺支部基本部会総会17名 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑かつ多様化しており、近年では「インターネット等による人権侵害」など新たな人権課題も発生している。こうした課題に的確に対応していくため、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、各部署が主体的に、人権施策を推進していく必要がある。</p> |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●今後も、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民、行政及び田辺市人権擁護連盟等の団体、地域、学校、企業等との連携を図る。 ●人権教育・啓発においては、各種講演会や、研修会等のより効果的な手法を検討しながら、継続して取り組む。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------------|-----|--------|----------|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組 | 担当課 | 子育て推進課 | 評価 |
| 小項目 | (1) 子どもの人権について | ページ | 127 | 5 |

1 事業の概要

全ての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、市民一人ひとりの児童虐待防止の意識を高めるとともに、子どもの人権が侵害されることのないように児童虐待の早期発見、防止対策の充実に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関等が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として「田辺市児童問題対策地域協議会」を設置した。要保護児童の適切な保護を図り、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議や児童虐待の防止の啓発を行った。また、令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を設置した。</p> |
| 成果 | <p>児童や保護者に直接かかわる担当で構成する個別ケース検討会議では、経過等の情報及び問題の把握、家庭支援を含めた援助方法の検討を行うなどして、それぞれのケースに即したきめ細やかな対応に努めた。また11月の「児童虐待防止推進月間」には、虐待の発生予防や早期発見・早期対応につながるように市内4か所での街頭啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校へのチラシ配布、オレンジリボンを市職員等に配付・着用するなどオレンジリボン運動に取り組むことができ、市民の児童虐待防止の意識向上を図ることができた。</p> <p>さらに子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童をはじめとする子ども家庭全般の支援体制の構築を図った。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>児童虐待に対する市民の認識が深まりつつある中、個々のケースに対応できるように実効性のある協議会運営と虐待防止のための啓発が必要である。</p> |
| 今後の方針 | <p>関係機関と一層連携強化を図り、地域で子供を見守っていく体制の強化に努めるとともに、今後も広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | (2) 障害者の人権について | ページ | 128 | 4 |

1 事業の概要

障害者が、地域社会の中で特別視されることのない社会環境の醸成に努めるとともに、障害者への正しい理解と認識を深めるため、子どもの頃からボランティア活動などを通じ、障害者との交流の機会をつくるなど心のバリアフリーを推進します。また、障害者がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、労働を通じて社会的自立が促進されるための支援を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>①障害者差別解消法の啓発のための広報を行った。</p> <p>②社協の福祉教育・ボランティア学習出張講座（以下「講座」という。）へ手話奉仕員を派遣するほか、聴覚障害者福祉協会の手話出前講座を紹介した手話啓発パンフレットを作成した。</p> <p>③令和4年8月に会計年度任用職員を対象とした、職員研修を開催することとしていたが、コロナ禍の影響により次年度に延期とした。</p> |
| 成果 | <p>①広報紙へ啓発記事の掲載、市ホームページへ障害者差別解消のための合理的配慮例の掲載、国が提供する配慮例の検索ページへのリンクなどの見直しを行った。</p> <p>②講座への手話奉仕員派遣について積極的に協力することで、講座開催の増加につながっており、講座を受講された児童・学生らの障害者理解・障害者交流につながった。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 手話奉仕員の派遣について、派遣要請に応じていただける稼働可能な手話奉仕員の確保に努めているが、高齢化が進んでおり、年齢の若い手話奉仕員の確保が課題である。 |
| 今後の方針 | <p>①広報紙への継続した記事掲載、定期的な市ホームページの掲載内容の見直しを行い、市民への更なる啓発・周知につなげる。</p> <p>②講座への手話奉仕員派遣について引き続き積極的に協力する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の扱いが5類感染症となる議論がされていることから、令和5年度以降は通常どおり職員研修を開催する。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------------------|-----|---------|----|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組 | 担当課 | やすらぎ対策課 | 評価 |
| 小項目 | (3) 高齢者の人権について | ページ | 128 | 4 |

1 事業の概要

高齢者が大切にされ、認知症などにより判断能力が低下しても本人の意思や権利が守られるような仕組みづくりや、安心していきいきと生活が送れるよう地域全体で高齢者を支え合う環境づくりを進めます。また、高齢者の持っている豊かな知識や経験等を生かし、社会を支える重要な一員として、雇用も含めた様々な社会活動に参加できるような機会づくりの促進に努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の権利擁護事業として、相談支援や本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進、高齢者虐待や消費者被害の防止などに努めた。 ● 認知症になっても地域でその人らしく生活ができることを支援していくための、認知症初期集中支援チームによる早期の医療開始や必要な支援につなげる仕組みづくり、市民に認知症の正しい理解と対応方法の周知を図る認知症サポーター養成講座の開催、万が一所在がわからなくなったときの見守りや発見システムとしての見守りサポートシステムの普及などに取り組んだ。 ● さまざまな地域で実施している予防事業において、高齢者の持っている知識や経験を生かした社会参加できるような機会を確保した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年12月現在の認知症初期集中支援チームの対象者8人への集中的な個別支援と医療機関や支援機関への引継ぎを行うことで、早期に適切な支援が受けられた。 ● 市内のキャラバンメイトを中心に開催した認知症サポーター養成講座では、市内で1,651人のサポーターが新しく誕生し、地域のさりげない見守りとサポートができる体制ができた。※キャラバンメイトとは、認知症サポーター養成講座の講師のことです。 ● コロナ禍の影響で十分な介護予防事業が実施できなかった地域もあるが、高齢者自身の主体的な活動が地域で展開された。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で高齢者を支える仕組みができつつあるが、高齢化が進み人口が少ない地域では十分な見守りや支援ができているとはいえない。 ● 高齢者自身が社会を支える一員として、雇用を含めた社会活動に参加できるまでは至っていない。 |
| 今後の方針 | <p>高齢者が安心して、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができる見守りや支援体制の整備を、現在の事業を継続することによりさらに進めていく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-----------------|-----|-----------|----------|
| 方策 | 第5節 福祉を支えるひとづくり | | | |
| 項目 | 6. 男女共同参画の推進 | 担当課 | 男女共同参画推進室 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 128 | 4 |

1 事業の概要

性別に関わりなく、互いの人権を尊重し、男女がそれぞれの能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画連絡会、男女共同参画推進員等と連携して講座等を行った。（7回開催で、うち2回は2月予定） ●男女共同参画懇話会の意見を聞きながら「第3次田辺市男女共同参画プラン」の策定に向けた市民及び事業所アンケート調査を実施した。 ●平日午前9時から正午まで、女性の様々な悩みに女性相談員が電話で応じる「女性電話相談」を実施した。 ●「男女共同参画週間（6月23日～29日）」や「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」にあわせて、広報田辺、ホームページ、twitterなどで広く周知を行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●講座等については、参加者の方に男女共同参画に関する理解を深めてもらうことができた。 ●女性電話相談については、相談者の問題解決に向けて自己選択、自己決定していけるよう、支援を行った。 ●「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に田辺駅前やオークワパビリオンシティで行った街頭啓発では、多くの市民の方に直接声かけすることにより、様々な反応を感じることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講座等の参加者については、様々な年齢層への拡大が必要で、その中でも若い年齢層の参加者が来てもらえるように取り組んでいきたい。 ●女性電話相談についてさらに周知を行う。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●講座等の情報発信はSNSを利用し、幅広い年代の方に周知する。また、講座のテーマとして、地域活動等における方針決定過程への女性の参画や、LGBTQへの理解を深める内容のものも検討する。 ●男女共同参画センター広報紙「ゆう」で情報発信し、女性電話相談について周知を行う。悩みを抱える相談者に寄り添いながら今後も取り組んでいき、必要に応じて関係機関との連携を行う。 ●街頭啓発については、男女共同参画について知ってもらう機会でもあるので、引き続き行っていく。 ●今後も「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第6節 福祉のまちづくりの展開 | | | |
| 項目 | 1. ユニバーサルデザイン化の推進 | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 129 | 4 |

1 事業の概要

障害のある住民のみならず、全ての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>平成20年3月に「田辺市バリアフリー基本構想」を策定した。この基本構想は、JR紀伊田辺駅と田辺市本庁舎、市民総合センター、紀南文化会館などの施設を含む直径約1kmの範囲を重点整備地区として定め、それらの施設と施設を結ぶ主な道路のバリアフリーの整備計画を示したものである。基本構想策定後、JR紀伊田辺駅構内にエレベーターと障害者用便所を設置、路線バスの低床式バスの計画的導入、県道田辺龍神線（海蔵寺通り）に歩道と誘導ブロックを新設、JR紀伊田辺駅前広場の改修などの整備がされ、平成28年度においては、文里湊線（田辺大通り）の歩道改修（140m：電線地中化）、田辺白浜線（湊本通り交差点から礪坂）の電線の地中化が完了した。田辺市バリアフリー基本構想において庁内各課において取り組むとしていた事業等について、未実施となっている部分については、継続した取組が必要であることから、年度末において、基本構想の取組状況を把握している。</p> |
| 成果 | 「田辺市バリアフリー基本構想」の取組状況を把握 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>本構想は、重点整備地区（JR紀伊田辺駅を含む直径1kmの範囲）を対象に、整備計画や方針、年次目標を具体的に示した上で平成20年3月に策定されたものであるが、その後、同構想に記載のない「紀伊田辺駅舎の建替え」、「景観まちづくり刷新支援事業」によって、周辺の環境が整備されたことから、同構想の位置付けや存在意義が不明瞭となっている。</p> |
| 今後の方針 | <p>田辺市バリアフリー基本構想及び和歌山県福祉のまちづくり条例等に基づき、市の施設をはじめ、多くの人々が利用する公共施設等のバリアフリー化を図るとともに、情報伝達方法など合理的配慮の視点に基づく対応の推進・普及を図る。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|-------------------|-----|-----|----------|
| 方策 | 第6節 福祉のまちづくりの展開 | | | |
| 項目 | 1. ユニバーサルデザイン化の推進 | 担当課 | 建築課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 129 | 3 |

1 事業の概要

障害のある住民のみならず、全ての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県福祉のまちづくり条例を基本にしながら、条例の規定より、一層使い勝手の良い施設とするべく、バリアフリー及びユニバーサルデザインの設計・施工に努めた。 ●令和3年度に発足した「田辺市みんなにやさしい公共施設検討会議」の事務局として、現行の施設の問題点などを明らかにすることを目的とし、360度カメラやLiDAR（ライダー）などのデジタルツイン技術を使い、施設の「見える化」にも取り組んでいる。 ※デジタルツイン⇒現実世界の情報をもとに、仮想世界に「双子」を作り、様々なシミュレーションを行う技術 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化などに際し、見えていなかったバリア等がデジタルツイン上で「見える化」してきている。 ●トイレ、廊下などの施設のみならず、公園や駐車場といった外部においても、「見える化」が進みだした。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 市民の皆さまの「使いやすさ」、「快適さ」などは、数値化できるものばかりではなく、また時代の変遷とともに更新が求められ、ニーズに対応したつもりでも、市民の方の要望に上手く適合しきれていない部分がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●「みんなにやさしい公共施設検討会議」を中心に、常に市民の皆さまのニーズを適確に捉えるべく、市としても、ユニバーサルデザインを心掛け、最新のニーズに適った設計・施工を心掛ける。 ●デジタルツインプロジェクト（DTP）を業務に取り入れることで、様々なバリアの「見える化」に努める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|-------|----|
| 方策 | 第6節 福祉のまちづくりの展開 | | | |
| 項目 | 2. インクルーシブな社会の実現に向けて | 担当課 | 障害福祉室 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 129 | 2 |

1 事業の概要

地域の人々のつながりを大切にした福祉のまちづくりを推進し、インクルーシブな社会（障害の有無、年齢、性別、人種などで差別されることなく、対等な社会のメンバーとして承認し、それぞれに社会的な役割を担い合うような社会）を目指します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <p>①障害者差別解消法の啓発のための広報を行った。</p> <p>②社協が行っている福祉教育・ボランティア学習出張講座へ手話奉仕員を派遣したほか、聴覚障害者福祉協会の手話出前講座を紹介する手話啓発パンフレットを作成した。</p> <p>③令和4年8月に会計年度任用職員を対象とした、職員研修を開催することとしていたが、コロナ禍の影響により次年度に延期とした。</p> |
| 成果 | <p>取組内容はインクルーシブな社会の推進という目的ではなく、障害者差別解消法の啓発推進や、手話・障害者理解推進が目的であるが、その取組が結果として一役を担っていると思われる。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | <p>インクルーシブの対象となるのは高齢者、子供、障害者、病人、外国人、男女など幅広いため、これを市として取り組むためには障害福祉だけの取組では不十分である。</p> |
| 今後の方針 | <p>「障害の有無にとらわれない部分」については、既に障害者差別解消法の普及・啓発に取り組んでいるので、その部分については継続して取り組んでいく。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第6節 福祉のまちづくりの展開 | | | |
| 項目 | 2. インクルーシブな社会の実現に向けて | 担当課 | 建築課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 129 | 3 |

1 事業の概要

地域の人々のつながりを大切にした福祉のまちづくりを推進し、インクルーシブな社会（障害の有無、年齢、性別、人種などで差別されることなく、対等な社会のメンバーとして承認し、それぞれに社会的な役割を担い合うような社会）を目指します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | 建築設計・施工において、健常者の目線だけではなく、身体的ハンディキャップを負った方の考え方を取り入れることを心掛けている。 |
| 成果 | 学校施設のバリアフリー化、多目的便所の整備などの設計を行った。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | インクルーシブな社会を実現するには、まだまだ物理的・心理的部分で課題があり、様々な方が社会参画をする状況に至っていない。 |
| 今後の方針 | 常に様々な方の考え方を大切にする。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|-----|----|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 1. 要配慮者支援体制の整備 | 担当課 | 福祉課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 131 | 4 |

1 事業の概要

要配慮者に対する支援が適切になされるよう、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新などの支援体制づくりを推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害への事前の備えとして避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「名簿等」という。）を作成し、避難支援等関係者に提供した。 ●避難支援等関係者は、この名簿等を活用して、要支援者への避難支援や要支援者の安否確認等を行う。 |
| 成果 | <p>避難行動要支援者4,430人のうち、2,852人分の名簿を避難支援等関係者に提供した。 ※名簿等の提供には、避難行動要支援者本人の同意が必要である。</p> |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>避難支援等関係者へ名簿等を提供していない避難行動要支援者については、災害時における避難支援等の対応に遅れが生じることから、人的被害が拡大するおそれがある。</p> |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●名簿等の更新を年1回行う。 ●名簿等を避難支援等関係者に提供することについて同意していない避難行動要支援者に対して同意を呼びかける。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|----------|----|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 1. 要配慮者支援体制の整備 | 担当課 | 防災まちづくり課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 131 | 4 |

1 事業の概要

要配慮者に対する支援が適切になされるよう、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新などの支援体制づくりを推進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者の福祉施設への避難を円滑に進めるため、福祉施設に働きかけを行い、高齢者、障害者等の要配慮者受入れのための福祉避難所の協定を締結した。 ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を毎年更新することとなり、民生委員による対象世帯への訪問調査を経て、令和4年12月に名簿等の更新が完了し、避難支援者に情報提供を行った。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度は1法人1施設と福祉避難所の協定を締結し、令和4年12月末時点において、8法人17施設と福祉避難所の協定を締結している。 ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を警察や消防機関のほか、自主防災組織等の各地域の避難支援者に提供し、地域での避難支援等の推進に努めている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所について締結先の拡充を進めているが、障害者や特定疾患患者など、特定の対象者を受け入れることができる設備を有する避難先を確保することが難しい。 ● 自治会、自主防災組織によって取組に温度差があるほか、地域住民の減少と高齢化により避難支援が困難となっている地域がある。 |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所を確保するため、市内の福祉施設へ協定の締結を働きかける。 ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成により、日頃から要支援者の状況把握に努めるとともに、防災訓練や防災学習会などあらゆる機会を通じ、地域住民相互の支援体制の構築を図る取組を引き続き進める。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|----------|----|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 2. 防災啓発活動の推進 | 担当課 | 防災まちづくり課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 131 | 3 |

1 事業の概要

津波避難マップや土砂災害・洪水ハザードマップ等による啓発のほか、各自治会等における防災の取組を促進します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会や各種団体等から防災学習会の依頼があり、その中で、津波、土砂災害、洪水の各種ハザードマップ等による災害の危険性の説明や、自助・共助の重要性、日頃からの備え等について啓発した。 ●自主防災組織が実施した防災訓練や津波避難路整備等に対して、自主防災組織育成事業等補助金を支給するなど、活動を支援した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災学習会の実施：23件 ●自主防災組織育成事業等補助金（資機材・津波避難路整備、防災訓練等の各事業）：計24件 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍により防災学習会の依頼や防災訓練の実施が少なくなっている。 ●自治会、自主防災組織によって取組に温度差がある。自治会が自主防災組織の母体となっているが、地域住民の減少や高齢化のほか、自治会への加入率の低下により自治会自体の活動が困難となっている地域がある。 |
| 今後の方針 | <p>普段からの挨拶や声かけなどのほか、地域で行われる行事等を通じたコミュニケーションづくりなど、平常時から取り組むべき自助、共助、避難行動要支援者対策の必要性について、防災学習会や自主防災会連絡協議会総会など様々な機会を捉えて啓発し、働きかけを行う。</p> |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|----------|----|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 3. 防災訓練の実施 | 担当課 | 防災まちづくり課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 132 | 4 |

1 事業の概要

田辺市、社会福祉協議会が毎年行っている訓練のほか、情報伝達訓練、要支援者の参加、夜間での実施など、実践に即した避難支援・搬送訓練を実施します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度の田辺市防災訓練は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、体験訓練は中止とし、高台等への避難訓練のみ実施した。 ●自主防災組織においても、夜間避難訓練や情報伝達訓練、安否確認訓練など地域住民が主体となった独自の訓練が実施された。 |
| 成果 | 訓練時に避難行動要支援者の避難支援・安否確認等が行われており、少しずつではあるが、避難支援体制が構築されてきている。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|---|
| 課題 | 沿岸部、河川流域及び山間部等それぞれの地域において警戒すべき災害の種別に違いがあり、それぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者の支援を含めた訓練等を全市的に発展させる必要があるが、避難行動要支援者自身も訓練に積極的に参加してもらえよう普段から地域との相互理解を深めておくことが必要である。 |
| 今後の方針 | 防災訓練は行政主導で行われることが多いが、災害時には住民の自発的な避難等が重要であることから、防災学習会等の機会を捉え防災意識の普及啓発に努めるとともに、避難訓練や避難所運営訓練などにおいて、地域の実情に応じた避難行動要支援者への支援等を含めより実践的な訓練に取り組む。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|---------|----------|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 3. 防災訓練の実施 | 担当課 | 社会福祉協議会 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 132 | 4 |

1 事業の概要

田辺市、社会福祉協議会が毎年行っている訓練のほか、情報伝達訓練、要支援者の参加、夜間での実施など、実践に即した避難支援・搬送訓練を実施します。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>①災害時に備えた体制の強化</p> <p>(ア)平常時の声かけや見守り活動の実施</p> <p>(イ)緊急連絡カードの配布</p> <p>(ウ)自主防災組織運営事業助成金の交付</p> <p>②防災啓発活動の推進、防災訓練の実施</p> <p>(ア)西牟婁災害対応訓練事業の実施</p> <p>(イ)広域・同時多発災害対応訓練への参加【紀中】</p> <p>③災害時の要配慮者支援</p> <p>(ア)地域における避難行動要支援者の把握</p> <p>(イ)災害ボランティアの確保</p> <p>(ウ)自主防災組織との連携や情報交換</p> |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に備えて体制を強化するため、コロナ禍において声かけや見守り活動、緊急連絡カードの配布を行うことで「顔の見える」関係づくりに努めた。 ●広域・同時多発災害対応訓練に参加することにより、広域にわたる関係機関との連携を図ることができた。 ●災害時の避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、避難支援等関係者と情報共有を図ることができた。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | <p>コロナ禍における災害ボランティアセンターの設置・運営等について、感染防止に配慮した災害ボランティアセンターの運営が求められる中、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の作成が必要である。</p> |
| 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災と福祉が強い関係性を持っていることから、防災と福祉を結びつけた取組が多くの地域で実施されるように、引き続き先進的な取組の紹介や、立ち上げ支援、活動の支援を行っていく。 ●コロナ禍における災害ボランティアセンターの設置・運営等について、感染防止に配慮した災害ボランティアセンターの運営が求められる中、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の作成を行っていく。 |

第4次地域福祉計画 取組状況

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|----------|----|
| 方策 | 第7節 地域を基盤とした防災活動の推進 | | | |
| 項目 | 4. 災害対策 | 担当課 | 防災まちづくり課 | 評価 |
| 小項目 | | ページ | 132 | 3 |

1 事業の概要

大規模な災害が発生した場合、要支援者だけでなく多くの市民が被災することが見込まれるため、隣近所の住民と協力した避難体制を築けるよう努めます。

2 取組及びその成果

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を自主防災組織等へ提供することで、地域において要支援者を把握し、日頃から地域住民間の協力体制の必要性を認識してもらった。 ● 市や自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習会、小中学校での防災教育等により、地域住民間の協力した避難体制を構築する必要性について周知・啓発した。 ● 情報伝達手段の多重化を図るため、防災行政無線の整備、戸別受信機の希望世帯への無償貸与、登録制メールやSNS等で迅速かつ的確な情報伝達に取り組み、スマートフォン等への登録について推進した。 ● 地震対策として、家具転倒防止金具取付事業、ブロック塀等耐震対策事業、木造住宅の耐震化に係る補助事業などを実施した。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年12月に令和4年度の避難行動要支援者名簿が完成し、自主防災組織等に提供した。 ● 防災訓練や防災学習会、学校での防災教育などを通じ、幅広い年齢層に防災意識の高揚を図ることができた。 ● ブロック塀等耐震対策事業については、令和4年度から令和6年度までを重点取組期間として補助制度を拡充しており、申請数が増加した。 |

3 課題及び今後の方針

| | |
|-------|--|
| 課題 | 地域住民の高齢化などにより、地域での支援体制を構築することが難しい状況になっている地域がある。 |
| 今後の方針 | 自助として、住宅の耐震化や家具の固定など各家庭での防災対策を図り、次に共助として、隣近所や地域で協力し避難体制を構築することの重要性を啓発していく。特に高齢者や障害者等の見守りや避難支援について、防災訓練や防災学習会、さらには学校での防災教育などのあらゆる機会を通じ、積極的に普及啓発に努め、地域住民相互の支援体制の構築を図る取組を進める。 |